

# EU及びその加盟国における国連の 非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題

吉 村 祥 子

## 一 はじめに

国際連合安全保障理事会（以下、国連安保理）によって採択された非軍事的制裁に関する決議が国家によって履行される際の法的問題に関しては、これまでも様々な形で指摘されてきた。例えば、米国は国連憲章第四一条に基づく安保理の決定を履行する法律が制定されているが、日本にはそのような特別な法律はなく、国連の非軍事的制裁に関する決議をよりの確に履行するためには、日本においても米国において制定されているような法律が必要である、などという点が挙げられるであろう。

しかしながら、現在の欧州連合（European Union, EU）加盟国における国連の非軍事的制裁決議の履行に関しては、日本や米国とは異なる法的問題が存在しているといえるであろう。なぜならば、今日、国連安保理によって非軍事的制裁に関する決議が採択された場合、欧州共同体を設立する条約（EC条約）、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約（ECSC条約）

及びEU条約のいずれかに基づく措置が講じられる可能性があるからである。すなわち、国連加盟国でもあるEU加盟諸国は、自国の国内的措置によって国連の安保理決議に対応する必要があると同時に、EC/EUレベルで措置が講じられた場合、当該措置に対しても対応する必要性に迫られる場合があるということである。別言すれば、EU加盟国の場合は、Pavoniによって指摘されるように、国連安保理決議、EUそしてEU加盟国による履行措置という三次元の規範(three normative levels)が存在しているため、<sup>(2)</sup>日本や米国の非軍事的制裁に関する安保理決議の履行とは明らかに異なる側面を有する法的問題が発生していると考えられるのである。

また、欧州共同体司法裁判所(EC裁判所)においても、一九九〇年代後半より、国連の非軍事的制裁措置に関連する判決がいくつか出されている。これらの判決は、国連の非軍事的制裁措置に関連するEU加盟国間で講じられた措置あるいは国内的措置が、EU加盟国の私人に対し、どのような影響を与えるかという点についても示唆を与えているといえよう。<sup>(3)</sup>そこで本稿においては、まず、国連とEC/EUの関係の枠組みと、一九九二年に採択されたEU条約(マーストリヒト条約)に至るまで、及びマーストリヒト条約後の非軍事的制裁に関する規定の変遷を概観した上で、国連の非軍事的制裁措置が発動された際にEC及びEUレベルにおいてどのような実行が行われてきたかを概観する。次に、国連加盟国とEU加盟国という二つの側面を持つ国家が非軍事的制裁決議に対してどのような措置を講じているのかをイギリスの事例に基づいて分析する。さらに、国連の非軍事的制裁に関連する欧州裁判所の判例を分析し、非軍事的制裁措置に関連する国連安保理決議が私人に(間接的であるにせよ)適用される際の問題点を指摘することとする。

なお、本稿においては、主として国連安保理の「決定」として採択された非軍事的制裁に関する決議の内、各事例における代表的な決議を中心に扱うが、国連安保理の「勧告」として採択された非軍事的制裁決議についても必要に応じて言

及することとしたい。また、欧州経済共同体を設立する条約 (Treaty Establishing the European Economic Community) をEEC条約、マーストリヒト条約によって改正された欧州共同体を設立する条約 (Treaty Establishing the European Community) を旧EC条約、一九九七年に改正・追加された欧州共同体を設立する条約をEC条約、一九九二年に採択されたEU条約 (Treaty on European Union) をマーストリヒト条約、一九九七年に改正・追加されたEU条約をアムステルダム条約と記載する。そして、ECという略語を用いる際には、文脈に応じて、欧州経済共同体 (EEC) / 欧州共同体 (EC)、欧州石炭鉄鋼共同体及 (ECSC) び欧州原子力共同体 (Euratom) の三共同体による欧州共同体 (European Communities, EC)、あるいは欧州経済共同体 (EEC) であった欧州共同体 (European Community, EC) のいずれかの意味で使用する。

## II EC/EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁決議の履行に関する枠組みと実行

### II-1 EC/EUと国連の関係

EC/EUと国連は、各々独立した国際機構であり、国連安保理の非軍事的制裁に関する事項という特定分野の事項を考察する前に、これらの国際機構の一般的な関係について考察を行うこととする。

一般的に国際機構間の関係については、基本条約上に規定がある場合や、国際機構間で締結される連携協定<sup>(4)</sup>によって規定される場合がある。EC諸機関の基本条約においては、旧EC条約第二二八条 (EC条約第三〇〇条) が「第三国又は国際機構との協定」に関して規定すると同時に、旧EC条約第二二九条 (EC条約第三〇二条) が「委員会は、国際連合、その専門機関並びに関税及び貿易に関する一般協定の各機関との全ての有益な関係を維持する任務を有する。」と規定している。Euratom条約においては、第一〇一条において、Euratomと「第三国、国際機構、あるいは第三国の国民」との協

EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題 (吉村)

定の締結について規定があり、第一九九条に、委員会が国連及びその他の国際機構との関係を維持する任務を有すると規定している。また、ECSC条約においては、国際機構との協定について規定している箇所は存在しないものの、ECSCの「法人格」について規定があること(第六条)や、最高機関(High Authority)<sup>(5)</sup>が国連との関係を維持する任務を有すること(第九三条)の規定がある。したがって、ECSCに関しても、EC及びEuratomと同様に、国連との関係に関する規定が存在すると考えられる。<sup>(6)</sup>

このように、EC諸共同体の基本条約上には国連との関係に関する規定があり、またBrücknerが指摘するようにEC諸共同体の設立後早くより国連諸機関との関係が模索されてきた。<sup>(7)</sup>しかし、国連とEC諸共同体の間には、国連と専門機関の間に締結されているような連携協定は存在しない。<sup>(8)</sup>現在では、一九七四年に国連総会がEECをオブザーバーとする決議を採択し、<sup>(9)</sup>また一九七一年に経済社会理事会(ECOSOC)もEECを含む国際機構のオブザーバーとしての地位を認めため、この二つの国連主要機関におけるECのオブザーバーとしての地位は認められている。しかし、安保理、国際司法裁判所、信託統治理事会においては、どのEC諸共同体も正式な関係を有していない。<sup>(10)</sup>

また、EUについては、アムステルダム条約第二四条において条件付きで理事会による条約の交渉権が認められたものの、「国際法上の法人格がなく国際法主体性は認められない」<sup>(11)</sup>と考えられている。その理由としては、マーストリヒト条約第B条(アムステルダム条約第二条)においては「連合は、次の目的を定める。：共通外交及び安全保障政策：の実施を通じて国際場裡において連合の一体性を主張すること」という規定はあるものの、この「一体性(identity)」という用語はEUに法人格を付すことのないよう「慎重に選択された」用語であり、EUに対して法人格を付する規定が存在しないこと<sup>(12)</sup>、「EUの権限の中で条約締結権限、欧州市民権のような重要な事項を全てECのみが担っていること」<sup>(13)</sup>などが挙げら

れている。

一方、国連憲章上には、非軍事的制裁措置を含む安保理の決定は、「国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される」とする規定がある（第四八条二項）。これは、国際機構を構成している「加盟国」によって安保理の決定が履行されることを意図しているが、国連の実行においては国連以外の国際機関を直接の名宛人として非軍事的制裁措置に関する決議が採択された場合もある<sup>(14)</sup>。つまり、非軍事的制裁に関連する国連安保理決議において「B」あるいは「C」諸機関が名宛人である決議が採択される可能性はあるといえる。しかしながら、この点に関して、委員会は、名宛人となっていない場合には、共通の行動を考察する必要はないとする見解を出している<sup>(15)</sup>。

また、国連憲章においては、「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する」という規定があり、旧「B」条約第三三四条（「B」条約第三〇七条）にも「本条約の効力発生前に、一方において一又は二以上の構成国と、他方において一又は二以上の第三国との間に締結された条約から生ずる権利及び義務は、本条約の規定により影響されない」という規定があることから、国連憲章第四一条（あるいは第七章）に基づく決定が「B」条約あるいは二次法より優先するといえる<sup>(16)</sup>。しかしながら、この場合も、国連憲章第四八条の場合と同様に「国連加盟国」の義務について述べているのであって、「EC」のような地域機構については規定してはいないのである。

つまり、国連と「EC」の関係には、連携協定によって定められているような一般的な規則は存在せず、また、国連によって非軍事的制裁措置が発動された場合の対応についても一定した実行は存在しない<sup>(17)</sup>ため、その決議の内容や名宛人によつ

て、どのように対応するかを個別に判断するというのが実状であろう。

二―二 マーストリヒト条約以前のECにおける国連の非軍事的制裁決議の履行に関する枠組みと実行

非軍事的制裁措置の多くは、大まかに「物資の取引に制約を加える手段」「役務の取引に制約を加える手段」「資本の取引に制約を加える手段」に分類される。<sup>(18)</sup>これらの手段の多くは、「経済制裁」という用語が用いられることからわかるとおり、国家間の経済関係に関連する措置である。このため、非軍事的制裁措置は、マーストリヒト条約以前には、EEC条約第四章、特に第一―三条に基づく措置とする考え方があった。<sup>(19)</sup>EEC条約第一―三条一、二、四項は、「…共通の通商政策は、…貿易上の防御措置に関して一律の原則に基づくものとする。」「委員会は、このような共通通商政策を実施するため、理事会に対し提案を行う。」「理事会は、この条により与えられる権限を行使するに当たり、特定多数決によって決定を行う。」と規定している。つまり、非軍事的制裁措置が国連機関より発動された場合、仮にEEC条約第一―三条に基づいた措置を講じることが必要とされれば、委員会の提案に基づいた理事会の決定により、「規則 (Regulation)」「決定 (Directive)」などの加盟国に対して拘束力を有する措置がECレベルで講じられる可能性が考えられたのである。

一方、非軍事的制裁は、国連において「集団安全保障」の一部と位置づけられているように、安全保障上の措置としての一面もある。このため、マーストリヒト条約以前には、非軍事的制裁措置に関する規定はEEC条約第二―四条に基づくとするもう一つの考え方が存在した。EEC条約第二―四条は、「構成国は、公共の秩序に影響を及ぼす重大な国内の動乱に際し、戦争又は戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張に対し、又は平和及び国際的安全を維持するために負った義務を履行するため、いずれかの構成国が促がされて執ることがある措置によって共同市場の運営が影響を受けることを避け

るため必要な措置を共同で執ることにつき、相互に協議する。」と規定している。仮に非軍事的制裁に関連する措置がこの条文によるとすれば、加盟国は「相互に協議する」ことはあるものの、EEC条約第一一三条に定められるような「理事会の決定」は行われない可能性がある。

以上のようなEEC条約の枠組みに加えて、一九七〇年以降発展し、単一欧州議定書第三〇条において条文化された欧州政治協力(EPC)の枠組みの中で国連によって発動された非軍事的制裁措置がとりあげられた事例も、マーストリヒト条約以前には、存在する。<sup>(20)</sup>しかし、EPCは、「概して、EC加盟国の外交政策の調整をめぐる諸活動」であり、<sup>(21)</sup>単一欧州議定書において法的根拠は与えられたものの、EPCにおいては、「法的に拘束力のある決定はとられないという暗黙の了解があり、また安全保障の軍事的局面は含まれるものではなかった。したがって、共同体加盟国は、単一欧州議定書の採択以降においても、第二二四条の規定に基づいて、制裁を行うことが可能であった」<sup>(22)</sup>のである。

このように、非軍事的制裁は、「経済」及び「安全保障」の両面に関連する措置であるため、<sup>(23)</sup>EC加盟国に対し拘束力を有する措置を発動できる第一一三条に基づくのか、それとも加盟国間の「協議」<sup>(24)</sup>は行うものの、ECレベルで統一された措置は発動されない可能性のある第二二四条に基づくのかが議論の対象となっていた。

以上のような状況下において、マーストリヒト条約以前に国連安保理において決定された非軍事的制裁措置に対し、ECレベルにおいては、各々の事例につき異なる対応がなされている。

まず、対南ローデシア制裁決定決議<sup>(25)</sup>及び対南アフリカ制裁決定決議<sup>(26)</sup>に対しては、EEC条約第一一三条に基づく措置ではなく、加盟国がEEC条約第二二四条に基づいた「共同市場の運営が影響を受けることを避けるため必要な措置を共同で執ることにつき、相互に協議する」方式(いわゆる「南ローデシア・ドクトリン」<sup>(27)</sup> (“Southern Rhodesia” doctrine))が考察

された。対南ローデシア制裁に関しては、一九七六年にEPCの枠組みで第二二四条に基づく協議が行われたとされるもの<sup>(28)</sup>、基本的には非軍事的制裁は政治的・安全保障的な性質を有するものであるとしてEEC条約第二条に定める目的の範囲外とされ、国連安保理決議を履行するための第一一二条に基づく措置はECレベルにおいては講じられなかった<sup>(29)</sup>。一方で、共同体が講じた措置の中には、南ローデシアを含む第三国からの輸入を自由化する措置や、ローデシア石炭鉄鋼会社(Rhodesian Iron and Steel Company, RISCO)を含む国際銑鉄事務局(International Pig Iron Secretariat)が行うプロジェクトに対し贈与を認める決定など、結果的に国連安保理の決議に反していると考えられる措置もあった<sup>(30)</sup>。また、対南アフリカ制裁については、EPCの枠組みにおいて、European Code of Conductが一九七七年に取り決められ、国連の「勧告」である措置<sup>(32)</sup>に対応すると考えられる規則や決定(例えばクルーガーランド金貨の輸入禁止、南アフリカに対する新規投資の禁止など)<sup>(34)</sup>が採択されたものの、安保理の「決定」である武器禁輸に対して直接対応する措置は講じられていない<sup>(35)</sup>。

このように、安保理によって決定された対南ローデシア制裁及び対南アフリカ制裁に対しては、EEC条約第一一二条に基づく措置が講じられなかったが、その一方、他のいくつかの事例においては、安保理決議及びEEC条約第一一二条を適用した措置がECレベルで決定されている。一九九〇年八月に安保理決議六六一号として決定された対イラク制裁<sup>(36)</sup>に対しては、同決議及びEEC条約第一一二条が援用されたCouncil Regulation No. 2340/90が採択され<sup>(37)</sup>、一九九二年に一月に安保理において決定された対リビア制裁<sup>(38)</sup>についても、同決議及びEEC条約第一一二条を適用したCouncil Regulation No. 945/92<sup>(39)</sup>が採択されている。また、一九九三年に安保理決議八四一として決定された対ハイチ制裁<sup>(40)</sup>に対して、同決議及びEEC条約第一一二条を援用したCouncil Regulation No. 1608/93<sup>(41)</sup>が採択され、同年安保理決議八六四として決定された対アンゴラ(UNITA)制裁に対しても、同決議及びEEC条約第一一二条を援用したCouncil Regulation No. 2967/93<sup>(43)</sup>が採択されて

いる。ユーゴスラビア共和国（セルビア及びモンテネグロ）に対する全面的な禁輸を決定した安保理決議七五七<sup>(44)</sup>に対して、同決議及び EEC 条約第一一二条を援用した Council Regulation No. 1432/92 が決定されている。<sup>(45)</sup> 加えて、対ユーゴスラビア共和国制裁については、ECSC 条約の範囲内とされる事項について「理事会内で会合する ECSC 加盟国政府代表の決定 (Decision of the representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council)」が行われた事例もある。<sup>(46)</sup>

以上のように、国連安保理により決定された非軍事的制裁に対して EEC 条約第一一二条に基づく措置が講じられるようになった背景として、「外交政策の実現のために EEC 条約第一一二条を適用することに対して、年月の経過とともに加盟国の抵抗が弱まり、その手続きがある程度普及するにいたっている」<sup>(47)</sup>ことが挙げられる。

しかしながら、これらの非軍事的制裁に関する EEC 条約第一一二条に基づく措置については、いくつかの問題点が挙げられる。第一に、国連安保理によって決定された全ての非軍事的制裁措置に対し、EEC 条約第一一二条に基づく措置が講じられてはおらず、EC レベルでの共通の措置が講じられる際には事前には何らかの政治的な合意が必要であったという点である。<sup>(48)</sup> 例えば、一九九一年に安保理で決定された旧ユーゴスラビアに対する武器及び関連物資の禁輸を定めた決議七一三<sup>(49)</sup>に対しては、旧ユーゴスラビアに対する武器禁輸に合意した外相会議の発表が<sup>(50)</sup>関連する措置として挙げられるもの、EEC 条約第一一二条に基づく措置は講じられてはいない。<sup>(51)</sup> その一方で、旧ユーゴスラビアの一部であったユーゴスラビア共和国（セルビア及びモンテネグロ）に対しては、Council Regulation No. 1432/92<sup>(52)</sup> において全面的な禁輸が決定されている。<sup>(53)</sup> さらに、Council Regulation No. 1432/92 を「強化」した Council Regulation No. 990/93<sup>(53)</sup> においては、旧ユーゴスラビアに対する武器等の禁輸を決定した安保理決議七一三及び EEC 条約第一一二条が適用されている。このような実行を鑑

みれば、ユーゴスラビア共和国（セルビア及びモンテネグロ）に対しては、安保理決議七二三の内容も含めた全面的な禁輸が EEC 条約第一二三条に基づく規則として採択される一方、ユーゴスラビア共和国以外の旧ユーゴスラビア構成国に対しては、安保理決議七二三に対応する EEC 条約第一二三条に基づく規則は制定されていないと考えられるのである。<sup>(54)</sup> 加えて、前述したとおり、全面的な禁輸が安保理で決定された対南ローデシア制裁に関しても、EEC 条約第一二三条に基づく対応措置は講じられていない。

この背景には、EEC 条約第一二三条に基づく措置が発動される際には、EC レベルで措置を講じるという政治的な合意が必要であったからだと言われている。例えば、対リビア制裁、対ハイチ制裁、対アンゴラ (UNITA) 制裁に関する理事會規則においては、その前文において、「Whereas the Community and its Member States, meeting within the framework of political cooperation, have expressed their strong support for the measures decided by the Security Council」と述べつつ<sup>(55)</sup>、また、対イラク制裁に関する理事會規則の前文においては、「Whereas the Community and its Member States have agreed to have recourse to a Community instrument in order to ensure uniform implementation, throughout the Community, of the measures concerning trade with Iraq and Kuwait decided upon by the United Nations Security Council」とする箇所がある。<sup>(56)</sup> Bohr が、EEC 条約第一二三条に基づく措置の発動には、まず、加盟国が政治協力の枠組みにおいて制裁を強制することを決定し、その決定が EEC 条約第一二三条に基づく措置として具体化されるという「二段階の意志決定過程 (decision-making process with two phases)」が存在していたと指摘をするように、<sup>(57)</sup> 安保理決議によつて決定された非軍事的制裁措置に関する EC レベルの措置が EEC 条約第一二三条に基づいて発動される際には、何らかの政治的な合意が存在していたと考えられるのである。<sup>(58)</sup>

第二に、国連安保理決議がECレベルの措置によって履行される際に、何らかの適用除外が行われる場合があることである。例えば、Macleodらが指摘するように、対イラク制裁に関する規則等において、金融上の措置や資産凍結に関する規定は含まれておらず、この部分に関する履行は加盟国の国内的措置によるのである。<sup>(59)</sup> また、対ユーゴスラビア共和国全面禁輸を決定した安保理決議七五七に対応する Council Regulation No. 1432/92 においても、物品の輸出入及び非金融サービス (non-financial services) の供与は禁止の対象となっているのに対し、安保理決議七五七主文五に規定される金融資産の凍結については該当する規定が存在しないのである。<sup>(60)</sup>

このように、国連安保理によって決定された非軍事的制裁に対するマーストリヒト条約以前のECの対応は、適用される条文が不明確であったことや加盟国の政治的な合意の有無などの理由から統一された手続に基づくものではなかったと考えられる。また、EEC条約第一一三条に基づく措置が採択された場合においても、安保理決議において規定された全ての措置に対応するECレベルの措置が講じられたわけではなかったのが現状であろう。

### 二一三 マーストリヒト条約以降のEUにおける国連の非軍事的制裁決議の履行に関する枠組みと実行

以上概観したように、マーストリヒト条約以前には、国連安保理が決定した非軍事的制裁措置に対し、ECレベルにおいては、主としてEEC条約第一一三条に基づく措置、又はEEC条約第二二四条に基づく協議、ECSCの枠組みに基づく措置及びEPCの枠組みによる協議などによる対応がなされてきた。しかしながら、このような非軍事的制裁に関する枠組みは、「共通外交・安全保障政策 (CFSP)」を二つの柱の内の一つとするマーストリヒト条約の締結により、大きく変化することとなった。<sup>(61)</sup>

EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題 (吉村)

まず、マーストリヒト条約第J・二条は、「構成国は、一般的利害関係を有するいかなる外交及び安全保障政策事項についても、その結合した影響力が協調的行動を通じて最も効果的に発揮されることを確保するため、理事会において相互に通報し協議する。」「理事会は、必要と認める場合には、共通の立場を明確にする。構成国は、自国の政策がその共通の立場に一致することを確保する。」(一項及び二項)と規定し、EC加盟国が外交及び安全保障政策について協議あるいは「共通の立場 (joint position)」を明らかにすることとなった。また、マーストリヒト条約第J・3条において、「外交及び安全保障の分野で共同行動を採択するための手続は次のとおりである。(1)理事会は、欧州理事会の示す一般的指針に基づいて、共同行動の対象となる事項を決定する。理事会は、共同行動の原則を決定する場合、共同行動をとる範囲並びにそれを行う連合の一般的及び個別的目的を定め、また必要に応じて、共同行動の期間、その実施のための手段、手続及び条件についても定める。(2)理事会は、共同行動を採択する際及びその行動のいかなる段階においても、特定多数決によって決定される事項を定める。…(4)共同行動は、構成国の採択する立場及びその活動の実施について、構成国を拘束する。」という規定がおかれ、EU加盟国を「拘束する」「共同行動 (joint action)」を理事会が決定することが可能となっている<sup>(62)</sup>。アムステルダム条約においては、共通外交・安全保障政策の実施方法として、第一二条に「共通の原則及び一般指針の策定」「共通の戦略」「共同行動」「共通の立場」「加盟国間の組織的協力の強化」が挙げられ、第二四条において決定手続が定められている。

このマーストリヒト条約の規定に伴って改正された旧EC条約においては、第二二八a条(EC条約第三〇一条)として、「共通外交・安全保障政策に関する欧州連合条約の規定に従って採択された共通の立場及び共同行動において、共同体が一又は二以上の第三国との経済関係を部分的若しくは完全に断絶ないし縮小する措置が規定される場合には、理事会は、必

要な緊急措置をとる。理事会は、委員会の提案に基づき特定多数決により決定する。」という規定が新たに加えられた。そして、旧EC条約第七三g条（EC条約第六〇条）として、「第二二八a条に定める場合において、共同体の行動が必要であるとみなす場合には、理事会は、第二二八a条に定める手続に従って、関係する第三国について資本移動及び支払に関する必要な緊急の措置をとることができる。」（一項）という規定が追加された。これらの条文は、EEC条約上は不明瞭であった非軍事的制裁に関する規定を追加したものと考えられている。

このように、マーストリヒト条約に伴って改正された旧EC条約においては、直接非軍事的制裁に関連する規定がおかれ、EC/EUレベルで非軍事的制裁が発動される際の基礎となると考えられている。

しかしながら、旧EC条約第七三g条二項（EC条約第六〇条二項）は、「第二二四条を害することなく、かつ理事会が一に基づく措置をとらなかつた場合には、構成国は、重大な政治的理由及び緊急性の理由に基づいて、資本移動及び支払に関して第三国に対し一方的措置をとることができる。」とも規定し、特定の非軍事的制裁措置に関しては、ECレベルの措置が講じられないことをあらかじめ予定している。また、EEC条約第二二四条に定められていた「騷擾、戦争の際の相互協議」に関する規定も改正あるいは削除されているわけではないのである（旧EC条約第二二四条、EC条約第二九七条）。つまり、対南ローデシア制裁の事例にみられるように、加盟国の協議が行われることはあるものの、EC/EUレベルで措置が講じられることはなく、加盟国の国内的措置によって国連安保理決議に対する措置が講じられるという可能性もあるのである。<sup>(63)</sup>

マーストリヒト条約後における非軍事的制裁に関する枠組みは以上のように変化しているが、以下、国連安保理によって決定された非軍事的制裁にEC/EUがどのように対応したかを概観する。

マーストリヒト条約発効前に国連安保理において決定され、発効後も継続している(もしくは継続していた)非軍事的制裁には、対イラク(現在も継続中)、対旧ユーゴスラビア(一九九五年に対ユーゴスラビア共和国<sup>(64)</sup>、一九九六年に旧ユーゴスラビア諸国に対する制裁は終了<sup>(65)</sup>)、対ソマリア(現在も継続中)、対リビア(一九九九年に終了<sup>(66)</sup>)、対リベリア(現在も継続中)、対アンゴラ(UNITA)(現在も継続中)がある。

このうち、対イラク、対旧ユーゴスラビア、対リビア、対アンゴラ(UNITA)制裁に関しては、マーストリヒト条約発効後に決定された非軍事的制裁措置に関する新たな安保理決議に対応する「共通の立場」が採択されている<sup>(67)</sup>。そして、これらの「共通の立場」の採択後、旧EC条約第二二八a条または第七三g条に基づく理事会規則が採択される場合がある<sup>(68)</sup>。

また、マーストリヒト条約発効後に国連安保理において決定された非軍事的制裁には、対ルワンダ<sup>(69)</sup>、対スーダン<sup>(70)</sup>、対シエラレオネ<sup>(71)</sup>、対ユーゴスラビア共和国<sup>(72)</sup>、対アフガニスタン(タリバーン)<sup>(73)</sup>、対エチオピア・エリトリア<sup>(74)</sup>がある。これらの非軍事的制裁の内、対シエラレオネ及び対アフガニスタン(タリバーン)制裁に関しては、該当する国連安保理決議及びマーストリヒト条約第二二条に基づく「共通の立場」が採択され<sup>(75)</sup>、武器等の禁輸を除く措置に関しては、旧EC条約第二二八条または第七三g条に基づく規則が採択されている。対ユーゴスラビア共和国制裁(武器及び関連物資の禁輸)に関しては、安保理決議の採択以前に、一九九六年に採択されたボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア及びユーゴスラビア共和国に対する武器及び関連物資の禁輸続行に関する共通の立場を「確認する(confirm)」という共通の立場が採択されている<sup>(76)</sup>(従って、ユーゴスラビア共和国に対する武器等の禁輸を決定した安保理決議一一六〇に対する言及は存在しない)。また、エチオピア・エリトリア制裁に関しては、一九九九年に安保理によって「勧告」された武器禁輸に対する<sup>(77)</sup>時限付きの「共通の立場」<sup>(78)</sup>が採択されており、それが更新される形がとられている<sup>(79)</sup>(従って、対エチオピア・エリトリア

に対する武器等の禁輸を決定した安保理決議一二九八に対する言及はない)。

以上述べたように、マーストリヒト条約の発効後、国連安保理により決定された非軍事的制裁措置に対し、E.U.レベルにおいて国連安保理決議に対応すると考えられる措置が発動されているが、マーストリヒト条約発行後にも、国連の非軍事的制裁に関する問題点は残されていると考えられる。以下二つの点を指摘しておきたい。

第一に、確かに、旧E.C.条約第二二八a条及び第七三g条は、マーストリヒト条約以前には不明確であった非軍事的制裁措置の法的根拠をより明瞭にしているし、また、マーストリヒト条約に基づく「共通の立場」等は国連安保理の非軍事的制裁に対するE.C.の立場をより明確にするものととらえることは可能である。だが、これらのマーストリヒト条約あるいはE.C.条約上の規定により、国連安保理によって決定された全ての非軍事的制裁措置に対する措置が講じられるわけではないということも事実である。例えば、スーダンに対する武器禁輸に関する「共通の立場」は一九九四年に採択されているが、外交関係の縮小などの国連安保理によって決定された対スーダン制裁に対応する「共通の立場」やE.C.条約に基づく規則等は採択されていない<sup>(80)</sup>。加えて、これまで規定されてきたルワンダに関する「共通の立場」には、一九九四年以降国連安保理の決定として採択されてきたルワンダ制裁に関する言及は存在しない<sup>(81)</sup>。その一方で、安保理による決定ではない(つまり一般的に「法的拘束力がない」と考えられている)決議に対して、「共通の立場」が規定されている場合もある。例えば、一九九六年に国連安保理はアフガニスタンに対する武器等の禁輸を「勧告」<sup>(82)</sup>する安保理決議一〇七六を採択しており、この「勧告」に対してはマーストリヒト条約第J・二条に基づく「共通の立場」が理事会において採択されているのである<sup>(83)</sup>。

また、「共通の立場」が決定されても、それに対応する理事会規則等が必ず制定されるわけではない。先に述べたよう

に、マーストリヒト条約以降国連安保理で決定された対シエラレオネ及び対アフガニスタン（タリバーン）制裁に関しては理事会規則が採択されているが、その他の制裁の事例に関しては、「共通の立場」が採択された事例に関しても、該当する国連安保理決議に対応する理事会規則は制定されていないのである。

Kuyper は、マーストリヒト条約後の改正に関して、「第二二八 a 条及び第七三 g 条は共通通商政策及び経済制裁に関する新たな展開に対し、それほど貢献しないであろう」と評している。<sup>(84)</sup> また、Pavoni も、マーストリヒト条約後の諸規定は、EC における制裁措置の採択に関する方式 (machinery) に実質的な変化をもたらしてはいないと指摘している。すなわち、EC/EU レベルにおいて、国連安保理によって決定された非軍事的制裁に対する措置が必ずしも講じられるとは限らないのが現状ではないだろうか。

第二に、国連安保理において非軍事的制裁に関し決定された措置と、EU レベルにおける措置が異なる場合があるという点である。例えば、国連安保理は一九九五年に決議一〇二一を採択し、安保理決議七二三に基づく武器禁輸の解除を決定したが、<sup>(85)</sup> 理事会は、「国連安保理決議一〇二一に従って旧ユーゴスラビア国家に対する武器禁輸が解除されたとしても、旧ユーゴスラビア地域の人々の平和と安全を確立し、特に平和協定の履行期間にボスニア・ヘルツェゴビナ及びクロアチアに派遣されている国際部隊・文民の安全を確保する必要があることから、EU は一部の輸出国に対する規制は必要であると確信する」として、武器禁輸を維持するという「共通の立場」<sup>(86)</sup> を採択している（その一方で、安保理決議七五七及び関連する非軍事的制裁の解除を決定した安保理決議一〇七四<sup>(87)</sup> に対しては、制裁解除に対応する「共通の立場」及び理事会規則が採択されている<sup>(88)</sup>）。また、対リビア制裁が安保理決議一一九二<sup>(89)</sup> に基づいて解除された際に、理事会において採択された「共通の立場」においては、安保理決議一一九二に基づいてリビアに対する規制措置を解除するとしつつも、武器又

は他の軍事物資の禁輸、外交及び領事職員の移動の自由の規制、外交及び領事使節団員の減少及びより厳しいビザの取得要件及び手続などの措置は効力を有するとしている。<sup>(90)</sup>このように、国連安保理とEUレベルにおける方針が異なる場合には、国連安保理の非軍事的制裁に関する決定と、EUレベルにおける措置が必ずしも全て一致するとは限らないのであり、例えば、EUレベルにおける措置が国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置に対し不十分であった場合、加盟国に責任が帰するのか、それとも共同体であるのか、という点については問題として残されている。<sup>(91)</sup>

## 二一四 EC/EU加盟国における国連の非軍事的制裁決議の履行に関する枠組みと実行

### 二一四一 EC/EU加盟国の二重性

以上述べたように、EC/EUレベルにおいては、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置に対応する措置が講じられる場合（例えば対イラク制裁）と、講じられない場合（例えば対南ローデシア制裁）がある。しかし、国レベルにおいては、EU加盟国は同時に国連加盟国でもある。国連安保理によって非軍事的制裁が決定された場合、EU加盟国はその措置を「受諾し且つ履行することに合意」（国連憲章第二五条）しているものであり、また、「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する」（国連憲章一〇三条）である。

つまり、国連安保理によって非軍事的制裁が決定された場合には、EC/EUレベルにおいて対応する措置が講じられない場合でも、EC/EU加盟国は国連安保理によって決定された措置を国内において履行することが必要なものである。また、EC/EUレベルにおいて対応する措置が講じられたとしても、ECあるいはEU自体はそれを強制する手段を有してはい

ない。例えば、制裁の執行や違反に対する罰則は、加盟国の国内的措置によって行われる必要があり、この点においては EC/EU が講じることが可能な措置は限られているといえる。<sup>(92)</sup> そのため、EC/EU レベルで何らかの措置が講じられた場合でも、加盟国によって制裁の実施が行われることによって、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置は実現されていくと考えられるのである。<sup>(93)</sup>

このように、EU 加盟国は、同時に国連加盟国でもあるため、EC/EU レベルで講じられた措置に対応すると同時に、国連加盟国として安保理によって決定された非軍事的制裁措置を「受諾し且つ履行する」という二重性を有しているのである。

## 二一四―二 イギリスの事例

このような EU 加盟国の「二重性」は、日本や米国などの国連加盟国には見られない現象であり、EC/EU レベルにおいて講じられた措置に加えて、EU 加盟国がどのように国連の非軍事的制裁に対する措置を講じているのかを検討する必要がある。以下、国連の非軍事的制裁措置に対して「二重性」を有する EU 加盟国が国レベルでどのように対応しているかを、イギリスを事例として概観することとする。イギリスが EC に加盟したのは一九七三年のことであるが、以下においては、まず、イギリスにおける国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置に対応する国内的措置及び EC/EU と関連する国内的措置について概観し、国連安保理において非軍事的制裁が決定された際の実行を分析する。

イギリスにおいては、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置を履行する際には、主として国連法 (United Nations Act) に基づく命令 (Statutory Instrument) が制定される。国連法第一条一項は、

"If, under Article forty-one of the Charter of the United Nations signed at San Francisco on the twenty-sixth day of June, nineteen hundred and forty-five, (being the Article which relates to measures not involving the use of armed force) the Security Council of the United Nations call upon His Majesty's Government in the United Kingdom to apply any measures to give effect to any decision of that Council, His Majesty may by Order in Council make such provision as appears to Him necessary or expedient for enabling those measures to be effectively applied, including (without prejudice to the generality of the preceding words) provision for the apprehension, trial and punishment of persons offending against the Order."と規定している。<sup>(94)</sup> ここでは、国連憲章第四一条に基づく非軍事的制裁措置が国連安保理において決定された際には、その実施措置として、違反者に対する逮捕や罰則も含む枢密院令 (Order in Council) の起草が規定されており、国連法に基づくものの場合、国会に提出された後に、命令として効力が発生している。

また、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置を実施する際には、国連法のみならず、輸出入及び関税 (防衛) 法 (Import, Export and Customs Powers [Defence] Act)<sup>(95)</sup> などの輸出入に関連する制定法に基づいた命令が制定される場合や、南ローデシア法<sup>(97)</sup>など、個別の地域に関する制定法に基づいた命令が制定される場合もある。<sup>(98)</sup> このように、イギリスにおいては、国連安保理において非軍事的制裁の履行手段に関して、国連法を中心にいくつかの制定法に基づく規則及びそれらに基づく告示 (notice) などが存在している。<sup>(99)</sup>

このように、国連安保理において決定された非軍事的制裁に関連する制定法がある一方、イギリスにおいては、EC/EU 関連の制定法として、イギリスが EC に加盟する際に制定された欧州共同体法 (European Communities Act) <sup>(100)</sup> がある。一九七二年に制定されたこの法律は、「ヨーロッパ共同体が作成する法律が国内法化の立法手続をとらなくても、イギリス

法の一部となる<sup>(101)</sup>」ことを定めているが、同時に、「これには多くの条件が付されており、いわゆるヨーロッパ共同体法が、どの場合に自動的に国内法になるかは、事例ごとに検討しなければならない<sup>(102)</sup>」と指摘されている。

このように、イギリスにおいては、国連安保理の決定の履行に関する制定法と、EC/EU諸機関において採択された「二次法」に関する制定法が存在する。このため、国連安保理の非軍事的制裁に関する決議を実行するEC/EUレベルの措置が存在する場合、どちらの制定法に準拠しているかが問題となる。

この点に関するイギリスの実行を概観すると、国連安保理によって非軍事的制裁が発動された場合、主として国連法に基づく命令によって安保理決議の履行が行われており、<sup>(103)</sup>安保理の決定に対応するEC/EUレベルの措置が存在する場合でも欧州共同体法に対する言及は存在しないと指摘されている。<sup>(104)</sup>

一例として対アンゴラ (UNITA) 制裁に関する実行を挙げてみたい。国連安保理は、対アンゴラ (UNITA) 制裁として武器及び石油等の禁輸 (安保理決議八六四)<sup>(105)</sup>、UNITA幹部に対する入国禁止やビザの発行停止、航空機の離発着の禁止 (安保理決議一一二七<sup>(106)</sup>、一一三〇<sup>(107)</sup>及び一一三五)<sup>(108)</sup>、資産凍結、外交関係の制限及び特定のダイヤモンドの輸入禁止などの貿易制限 (安保理決議一一七三<sup>(109)</sup>及び一一七六)<sup>(110)</sup>を決定している。このような安保理決議の採択に伴い、EUレベルにおいては、安保理決議八六四に基づく石油等の禁輸に関する Council Regulation No. 2967/93<sup>(111)</sup>、安保理決議一一二七及び一一三〇に基づく UNITAとの外交関係の縮小に関する Common Position (97/759/CFSP)<sup>(112)</sup>、安保理決議八六四及び一一二七に基づく石油等の禁輸や航空機の離発着の禁止に関する Council Regulation No. 2229/97<sup>(113)</sup>、安保理決議一一七三に基づく UNITAとの経済・金融関係及び外交関係の縮小に関する Common Position (98/425/CFSP)<sup>(114)</sup>、安保理決議八六四、一一二七及び一一七三に基づく Council Regulation No. 1705/98<sup>(115)</sup>等の国連安保理に対応する措置が講じられている。このように、対アンゴラ

(UNITA) 制裁に関しては、EC/EU レベルにおいて、(多少の適用除外はあるものの) 非軍事的制裁を決定した安保理決議に関連する措置が講じられている。しかし、イギリスにおいて講じられた措置には、安保理決議八六四に対応する The Angola (United Nations Sanctions) Order 1993<sup>(116)</sup>、安保理決議一一二七に対応する The Angola (United Nations Prohibition of Flights) Order 1997 及び The Angola (United Nations Sanctions) Order 1997<sup>(117)</sup>、安保理決議一一七三に対応する The Angola (United Nations Sanctions) Order 1998<sup>(118)</sup> などがあるが、これらのいずれの命令においても、国連憲章第四一条及び該当する安保理決議に基づいているものの、欧州共同体法に基づく命令であるとされされていない。つまり、国連安保理によって決定された非軍事的制裁に対応する EU レベルの措置が存在するにもかかわらず、イギリスにおいては欧州共同体法ではなく国連法に基づく国内的措置が講じられているのである。(その理由の一つとしては、アンゴラ (UNITA) 制裁の事例の場合、関連する EC 理事会規則はイギリスにおける命令より後に採択されている点が挙げられよう。)<sup>(119)</sup>

もっとも、制裁の対象が同様であっても、国連の安保理によって決定された措置に加えて、EC/EU が独自の措置を講じる場合もある。例えば、対ユーゴスラビア共和国に対し、国連は安保理決議一一六〇において武器等の禁輸及びテロリスト活動の支援の禁止を決定しているが、EU レベルでは、追加的にユーゴスラビア共和国に対する輸出信用の供与停止、金融資産の凍結及び投資の禁止、石油禁輸などが決定されている。<sup>(120)</sup> このような場合、イギリスにおける国内措置としては、安保理決議に規定されている事項に関しては国連法に基づく命令、EC/EU による独自の措置には、欧州共同体法に基づく命令として採択されている。<sup>(121)</sup>

以上イギリスにおける枠組みを概観したが、ここで、他の EU 加盟国においては、国連安保理において決定された非軍事的制裁の履行に関して、イギリスと異なるアプローチがとられている場合がある点をつけ加えておきたい。例えば、イ

タリアにおいては、旧ユーゴスラビアに対する制裁に関して、EC規則において規定されていない非軍事的制裁措置（例えば安保理決議七五七に規定される金融に関する措置）については法令が制定されたものの、その他の非軍事的制裁措置については、EC規則（例えば安保理決議七五七に対応する Council Regulation No. 1432/92）に違反する活動の無効及び違反に対する罰則が規定されるのみである。つまり、イタリアにおいては、国連安保理において決定された非軍事的制裁に関するEC規則が国内において直接適用され、EC規則においてカバーされていない制裁措置及び罰則規定が国内的措置において制定されているのである。<sup>(122)</sup> また、フィンランドにおいては、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置を履行する法律 (Act on the Enforcement of Certain Obligations of Finland as a Member of the United Nations) が一九六七年に制定されていたが、一九九七年に国連及びEU加盟国上の義務を履行する法律 (Act on the Enforcement of Certain Obligations of Finland as a Member of the United Nations and European Union) に変更され、共通外交・安全保障政策や旧EC条約第七二g条及び第二二八a条に基づく非軍事的制裁措置に対応する条項が設けられることとなった。さらに、刑法の一部が改定され、EC/EUによって講じられた非軍事的制裁措置に反する行為に対する罰則が定められた。しかし、この改正以前に制定された国連の非軍事的制裁に関する国内的措置は、一九六七年の法律に基づいており、且つ効力を失っているわけではないので、一九九七年の改正は包括的ではないと指摘されている。<sup>(123)</sup>

### 三 EC裁判所における主要な判例の検討

以上述べたように、国連加盟国でもあるEU加盟国は、非軍事的制裁措置を決定した国連安保理決議を「受諾し且つ履行することに合意」しているが、その一方で、EC/EUレベルにおいて国連安保理において決定された非軍事的制裁措置

に対応する措置が講じられる場合がある。EC/EUレベルにおいて国連安保理において決定された非軍事的制裁に対応する措置が講じられる場合には、EC/EU加盟国に対する「規則」などEC条約に基づく措置が講じられる場合と、マーストリヒト条約（及びアムステルダム条約）条の規定に基づく措置が講じられる場合がある。そして、国レベルでは、イギリスのように、EC/EUレベルで国連安保理において決定された非軍事的制裁に対する措置が講じられたとしても、欧州共同体法のようなEC/EUに関連する法ではなく、国連法のような国連安保理において決定された非軍事的制裁に関する国内的措置によって履行される場合と、イタリアのように主としてEC/EUに関連する法に基づいて履行される場合がある。このような状況下において、EC裁判所においては、国連安保理によって決定された非軍事的制裁に関連する判決がいくつか出されている。以下、二つの代表的な判決を分析することにより、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置がEU加盟国の私人に適用される際に発生している法的問題点を明らかにすることとする。<sup>(124)</sup>

三— Bosphorus Hava Yullari Turizm ve Ticaret AS v. Minister for Transport, Energy and Communications, Ireland and others (Case C-84/95)<sup>(125)</sup>

この判決は、一九九三年に国連安保理によって採択されたユーゴスラビア共和国に対する非軍事的制裁を決定した決議八二〇<sup>(126)</sup>に対してECレベルにおいて制定された規則のうち、理事会において採択されたCouncil Regulation No. 990/93<sup>(127)</sup>の解釈に関するEC裁判所の判断が下されたものである。

トルコの法人であるBosphorus Airwaysは、安保理決議八二〇が採択される前の一九九二年四月に、ユーゴスラビア航空(Yugoslavia Airline, JAT)より二台の航空機を四年間賃借する契約を結んでいた。その契約上においては、ユーゴスラ

ビア国立航空は航空機の所有権を有するが、その他（乗務員の提供等）については Bosphorus Airways の管理下にあることとなっていた。Bosphorus Airways は、トルコ及び EU 加盟国内において業務上当該航空機を使用していたが、ユーゴスラビア共和国内においては当該航空機を使用したことはなかった。

Regulation No. 990/93 の採択される一〇日前の一九九三年四月一六日に、航空機のうちの一つが点検のためアイルランドのダブリンにある TEAM Aer Lingus に到着し、同年五月二八日に点検を終えた。しかし、当該航空機のダブリン空港からの離陸許可はアイルランド政府の指示により延期された。結果的に、一九九三年六月にアイルランド政府 (Minister for Transport, Energy and Communications) が、対ユーゴスラビア共和国に対する非軍事的制裁に関する Council Regulation No. 990/93 に基づく命令 (Statutory Instrument) を決定したことにより、当該航空機は、拘置 (impound) されることとなった。<sup>(129)</sup> また、同時に、アイルランド政府は国連安保理の補助機関である「制裁委員会」より当該航空機を拘置するよう勧告を受けていた。<sup>(130)</sup> 在アイルランドトルコ大使館は、航空機をトルコに返還するよう要請を行ったが、この点をアイルランド政府が制裁委員会に諮問した際に、制裁委員会は、関連する安保理決議の文言によれば、航空機はアイルランドにおいて拘置されるのが妥当であるとする見解を示した。<sup>(131)</sup> 以上の事由により、航空機の離陸が許可されなままになっていた Bosphorus Airways は、アイルランド政府及び TEAM Aer Lingus に対する訴訟をまずアイルランドで提起した。

アイルランド高等裁判所は、当初、国連安保理決議はアイルランド法の一部を構成せず、また制裁委員会の見解も安保理決議の文言の実質的な意味を反映していないとして、EC 理事会による Regulation No. 990/93 の解釈を行った。そして、高等裁判所は、当該航空機は実質的に Bosphorus の管理下にあるため、Council Regulation No. 990/93 の条文中の "aircraft in which a majority of controlling interest is held by a person or undertaking in or operating from the Federal

Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro)”には該当しない」と、Bosphorus Airwaysとユーゴスラビア国立航空間の契約が善意 (bona fide) であることなどの理由により、Bosphorus Airwaysの訴えを認め<sup>(132)</sup>た。しかしながら、この判決の後もアイルランド政府は当該航空機を拘置しつづけたため、Bosphorus Airwaysは処分を求めてアイルランド高等裁判所に訴訟を提起した。アイルランド高等裁判所はアイルランド政府に対し、航空機をBosphorus Airwaysに返還するよう要請したが、アイルランド政府は最高裁判所に上訴し、アイルランド最高裁判所がCouncil Regulation No. 990/93の解釈について、EC裁判所における審理を要請したのである。

EC裁判所は、まず、理事会規則の規定の解釈においては、その文言、内容及び目的 (its wording, its context and its aims) を考察することが必要であるとし、問題のCouncil Regulation No. 990/93第八条の文言は航空機が所有されているか、それとも業務上管理下にあるかという区別はしていないと述べた。また、理事会規則の内容及び目的に関しては、その基礎となった安保理決議八二〇に関する考察が必要であるとした。そして裁判所は、安保理決議八二〇主文二四 (“all States shall impound all vessels, freight vehicles, rolling stock and aircraft in their territories in which a majority or controlling interest is held by a person or undertaking in or operating from the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro)”) の解釈として、majority及びinterestという語句に、所有権という意味が含まれているとした。また、ユーゴスラビア共和国の私人が所有する航空機を拘留することは、ユーゴスラビア共和国及び国民の所有権を制限し、ユーゴスラビア共和国に圧力をかけることとなるため、制裁の目的と合致すると述べた。

さらにEC裁判所は、Council Regulation No. 990/93は、Bosphorus Airwaysの財産権を侵害するものであると同時に、航空機の所有者に対する賃借料の口座は凍結されており、航空機の所有者は既に処罰されているため、均衡性の原則に反す

とする *Bosphorus Airways* の主張を退けた。裁判所は、いかなる制裁措置も財産権に影響するものであるとし、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国における大規模な人権侵害や国際人道法の大規模な違反を終了させるという、制裁によって追求される国際社会における利益は非常に根本的なものであるため、ユーゴスラビア共和国に拠点をおく企業に所有されている航空機を拘置することは、不均衡であるとはみなされないとした。これらの理由により、EC裁判所は、*Regulation No. 990/93* はユーゴスラビア共和国に拠点をおく企業の所有する航空機に対して適用されるという判断を下した。

この判決において興味深い点としては、EC裁判所は一般的な国連安保理決議及び制裁委員会の行為と欧州共同体によって講じられた措置との関係については言及していないもの<sup>(134)</sup>、*Council Regulation No. 990/93* の解釈を行う際に、国連安保理決議の文言を参照している点である。<sup>(135)</sup> アイルランド高等裁判所の判決においては、国連安保理決議は、*Regulation No. 990/93* の起源 (*genesis*) であると位置づけられているにとどまっているが、<sup>(136)</sup> EC裁判所においては異なるアプローチがとられているといえる。

### 三—二 R. v. H. M. Treasury and Bank of England, ex parte *Centro-Com Srl* (Case C-124/95)<sup>(137)</sup>

この判決も、旧ユーゴスラビアに関する国連安保理の決定した非軍事的制裁に関する判決であるが、ECレベルで安保理決議に対応する措置が存在しない一方、加盟国において国連安保理決議を履行する措置が存在したことから問題となったものである。

国連安保理は、一九九二年にユーゴスラビア共和国（セルビア及びモンテネグロ）に対し、全面的な禁輸及び金融資産の凍結などを含む金融上の制裁を決定する安保理決議七五七を採択した。同決議は、この制裁対象品目からは、国連の「制

裁委員会」への通告を行った医薬品及び食糧は除くと規定していた。<sup>(138)</sup> ユーゴスラビア共和国に対する非軍事的制裁に関連する国連安保理の決定に対し、ECレベルでは、Council Regulation No. 1432/92<sup>(139)</sup> 及び Council Regulation No. 2015/92<sup>(140)</sup> を含む対ユーゴスラビア共和国非軍事的制裁に関連する措置が採択された。これらの規則においては、国連制裁委員会への通告及びEC加盟国より許可を受けた医薬品及び人道上の物資を除き、セルビア及びモンテネグロ共和国への物資の輸出入を禁じると規定している。しかし、これらの理事会規則においては、資産凍結などの金融上の制裁に関する規定は存在していなかったのである。

医薬品に関する商業活動を行っているイタリアの法人である Centro-Com は、一九九二年七月二十八日より二月一六日の間に、国連の制裁委員会 (Sanction Committee)<sup>(141)</sup> より、イタリアよりモンテネグロに位置する医薬品卸売会社に対して医薬品及び血液検査機器の輸出を行う許可を得ていた。Centro-Com は、制裁委員会の許可と同様に、イタリア当局からの輸出許可も得ていた。一九九二年一月一五日より一九九三年一月六日の間に、Centro-Com は合計一五個の貨物を輸出し、この輸出に対する支払は、ユーゴスラビア国立銀行がロンドンのパークレイ銀行に保有している預金口座より支払われることとなっていた。

当該口座は、イギリスにおいて採択された Serbia and Montenegro (United Nations Sanctions) Order により凍結されていたが、イギリス政府は、当初、国連制裁委員会により許可された医薬品及び人道上の物資に関する支払に関しては、イギリス以外の国より輸出された物資であっても、許可する方針であった。パークレイ銀行は、イングランド銀行に対し、Centro-Com に対する支払を許可するよう申請を行い、一九九三年二月二四日までに、一五個の貨物のうち一一個の貨物の支払に対する許可が行われた。

しかしながら、イングランド銀行が審査を行っている間、イギリス外務省がセルビア及びモンテネグロに対する制裁違反に関する報告書を国連の制裁委員会より受け取っていた。報告書においては、国連の制裁委員会の許可が濫用され、国境において監視を行っている Sanctions Assistance Missions<sup>(142)</sup> のみでは効果的な取締が不可能であると指摘されていた。加えて、フランスでは、凍結された資産からセルビアへの輸出に対する支払を全面的に禁止するなど、他国においても制裁違反への取締強化が行われていた。これらの事由により、イギリス財務省 (Treasury) はイギリス国内からの輸出のみに関し、例外的に凍結されている資産からの支払を認めるという方針の変更を行った。イギリスより輸出を行っていないなかった Centro-Com は、制裁違反を行っていないにもかかわらず、イギリス財務省の方針の変更により残りの支払を許可されないこととなったため、イギリス国内裁判所において訴訟を提起した。<sup>(143)</sup> イギリス高等裁判所及び控訴審は、イギリスの講じた措置は安保理決議七五七を履行した措置であり、財務省の行為は Serbia and Montenegro (United Nations Sanctions) Order の範囲内であるとして Centro-Com の訴えを認めなかったが、<sup>(144)</sup> 控訴審は EEC 条約一一三条に関連する事項について EC 裁判所に付託を行った。

EC 裁判所は、はじめに、安保理決議七五七の履行の確保といった外交及び安全保障政策に関する措置と共通通商政策との関連について考察を行った。EC 裁判所は、この点について、加盟国は外交及び安全保障政策に関する権限を保有しているとしながらも、その権限は共同体法と一致するように行使されるべきであり、EEC 条約第一一三条に基づいて採択される共同体のルールを尊重するべきであると述べた。次に、EC 裁判所は、共通通商政策と EEC 条約第一一三条に基づいて採択された措置との関係について考察を行った。この点について、イギリス政府は、資産に対する規制は通商政策の範囲ではないため、共通通商政策によってカバーされない上、許可される輸出はイギリス領内のみとする制限は、公共の

安全 (public security) という点より正当化されると主張した。イギリスの主張に対し、裁判所は、この点については非軍事的制裁に関連する規則のみならず、輸出に関する共通規則を定めた Council Regulation No. 2603/69<sup>(145)</sup> を考察することが必要であるとし、 Regulation No. 2603/69 における「公共の安全」は、 Regulation No. 2603/69 第一一条に規定されている利益の保護 (人間、動物及び植物の健康と生命の保護、芸術上や歴史上の文化的価値を有する財産の保護、産業及び通商の保護) という事由によつて正当化されると述べた。また、裁判所は、セルビア及びモンテネグロに対する非軍事的制裁に関して採択された理事会規則においては、人道的な輸出などの制裁の適用除外について、制裁委員会への通告と同時に加盟国における許可が必要であるとされており、加盟国は相互に信頼しあう必要があり、疑いのある場合には加盟国間において相互に協議することもできると述べた。

以上のような理由により、EC裁判所は、輸出される物資が国連の制裁委員会によつて医薬品と認定され、加盟国によつて輸出許可が与えられた場合に、支払を禁ずる措置を講ずることは不可能であると判断した。

このように、EC裁判所とイギリス高等裁判所及び控訴審の判断は異なっているが、その原因としては、まず、EC/EU加盟国の「二重性」が存在するにもかかわらず、国連安保理決議の規定とECレベルにおける手続が異なる場合、EC/EU加盟国においてどちらが優先されるべきか、その関係が明らかになつていない点が挙げられるであろう。Centro-Com事件の判断に関する意見の中で、Jacobs 法務官 (Advocate General) は、ECによつて講じられた措置の限界を超えて、加盟国に国連の制裁を履行する権限が残されているとしても、規定が存在しないことを事由として共同体法の目的に反する解釈をするべきではないとしている<sup>(146)</sup>。しかし、冒頭に述べたような、国連安保理決議、EC/EUレベルにおいて講じられる措置、国内的措置という三次元の異なる措置の関係が明確化しないかぎり、Centro-Com事件にみられるような法的問題

は今後も発生するのではないだろうか。<sup>(147)</sup>

また、輸出入と国際的な支払は表裏一体であるにもかかわらず、該当する国連安保理決議が制裁の適用除外である輸出入に関する資金の移動に関して規定を置いていないことも、このような非軍事的制裁措置が適用される際に法的問題が発生する原因として挙げられるのではないだろうか。

#### 四 おわりに

以上概観したように、国連安保理によって非軍事的制裁の発動が決定された場合、EU加盟国においては、他の国連加盟国とは異なる法的問題が生じている。EU加盟国は、国連加盟国でもあるため、安保理によって決定された非軍事的制裁を「受諾し且つ履行することに合意」している。一方、EC/EUレベルにおいても、非軍事的制裁に関する国連安保理決議に対応する措置が講じられることがあるが、マーストリヒト条約前と後では条約上の枠組みが異なる上、加盟国間の協議にとどまる場合や共通外交・安全保障政策に基づく決定のみが行われる場合、共通外交・安全保障政策に基づく決定と対応する理事会規則が採択される場合など、個別の事例ごとに対応が異なっているといえる。このような状況の下、EU加盟国レベルにおいては、国連安保理において決定された非軍事的制裁措置を履行する枠組みと、EC/EUにおいて講じられた措置に対応する枠組みの両方により制裁の履行が行われているが、EC裁判所によって出された判決は、安保理決議、EC/EUにおける措置、国内的措置の「三次元の規範」が私人に適用される際の法的問題を明らかにしているといえよう。

このような法的問題が発生する一つの原因として、国連安保理によって決定される非軍事的制裁に関する決議の法的性格の不明瞭性が挙げられるであろう。安保理の決定を加盟国は「受諾し且つ履行する」ことに合意しており、国連の非軍

事的制裁を決定する安保理決議は「法的拘束力」があるとされている。しかしながら、安保理決議それ自体は、国際司法裁判所規程第三八条一項に規定されるところの「国際法の法源」の範疇には入っていない。そのような法源の一つである条約に関しては、これまでに「混合協定 (mixed agreements)」のような手法が発達してきているが、少なくとも非軍事的制裁に関する国連安保理決議に関しては条約についてみられるような手法の発達は存在しないのである。

また、旧EC条約にみられるような、マーストリヒト条約後に改正された非軍事的制裁に関する条項は、確かに「非軍事的制裁」に関する条項であるが、「国連の非軍事的制裁」に関する条項ではない。対アルゼンチン制裁や対ミャンマー制裁のように、<sup>(149)</sup>国連安保理の決定が存在せず、EC/EUによって単独に発動される非軍事的制裁についても、国連安保理決議によって非軍事的制裁が決定される場合と同様の条項（例えば、EEC条約第一一三条や旧EC条約第二二八a条）が用いられている点に留意する必要がある。すなわち、EC/EUレベルにおいて国連安保理決議に対応する措置が講じられる際に、何らかの政治的な合意が必要であった点を鑑みれば、国連安保理決議は、それが「法的拘束力を有する」決定であるにせよ、一つの外交上の政策と見られているのではないのであろうか。

加えて、EC/EUのような「統合」を目指す国際機構においても、非軍事的制裁のような政治と経済双方に関連する分野において、加盟国と機構の権限関係が確定していない点も、<sup>(150)</sup>本稿で述べたような「三次元」の構造が存在する原因になっていると考えられる。

本稿においては、国連安保理において決定された非軍事的制裁に対するEC/EUレベルにおける措置及び加盟国における措置を概観することにより、必ずしも連携関係を有しない二つの独立した国際機構が活動する際に発生している法的問題が明らかになった。さらにEC裁判所における判例を通じてEU加盟国の私人に対し、国連の非軍事的制裁措置が適用

されるにも問題点が存在することが明確となった。今後は、必ずしも国際司法裁判所規程第三八条一項に規定されることの「国際法の法源」の範疇には入ってはいないものの、国内裁判所あるいはEC裁判所において非軍事的制裁措置の適用に関する法的判断を行う際に焦点となっていた非軍事的制裁に関する安保理決議—より広義には国際機構において採択される諸決議—の法的性格について、より一層の考察を行うことが必要であろう。(二〇〇〇年一〇月一日脱稿)

(1) U.S.C.A. Title 22, § 287.

(2) Pavoni, Riccardo, "UN Sanctions in EU and National Law: The *Centro-Com Case*" *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 48 (1999), p. 582. また、Bethlehem は「国連安保理による非軍事的制裁を、国際法、共同体法、及び国内法の相互作用 (interaction between international law, Community law and national law) の例として挙げている。Bethlehem, Daniel, "International Law, European Community Law, National Law: Three Systems in Search of a Framework" in Koskeniemi, Martti, *International Law Aspects of the European Union* (Kluwer Law International, 1998) pp. 190-194.

(3) 確かに、マーストリヒト条約第五編 (共通外交及び安全保障政策に関する規定) に基づいた国連の非軍事的制裁措置に関連する措置がEUレベルで講じられたとしても、EC裁判所の管轄外であることは事実であろう。マーストリヒト条約第1条及びアムステルダム条約第四六条に定められているとおり、EC裁判所の管轄権は、「その名称が示唆するようにEC三条約の範囲内にとどまり」、アムステルダム条約によって司法内務協力の分野の一部が「一定の条件の下で、EC裁判所の管轄権の下に組み入れられることになった」ものの、共通外交・安全保障政策についてはEC裁判所の管轄権外であるからである。田中俊郎『EUの政治』(有斐閣、一九九八年) 五七頁。また、松隈も、「経済制裁に関する二二八a条との関連で言えば、経済制裁の有効性が法的問題として提起された場合には、CFSPによる行動を与えられた条件として審理において用いるであろうが、CFSP自体の有効性は審査しないであろう」と述べる。松隈潤「欧州政治同盟における法的及び制度的争点」『日本EC学会年報』第一五卷 (一九九五年) 三—四頁。

しかし、例えばEC裁判所の管轄権が限定されているにせよ、政府間レベルで講じられた措置と国内的措置の関係をEC裁判所

の判例に基づいて考察することは、国連安保理決議、EUによって講じられた措置、及び国内的措置の關係について考察する手がかりの一つとなるであろう。

- (4) 例えば、国連と専門機関の間に結ばれる連携協定が挙げられる。横田洋三「国連と専門機関の間の法的關係—実体規定（国連と専門機関の間の連携協定）に基づく実証的研究」『社会科学ジャーナル』第九号（一九七〇年）七七一—一〇〇頁を参照。
- (5) ECSCの最高機関の名称は後に委員会となった（Treaty Establishing a Single Council and a Single Commission of the European Communities, 第九条）が、ECSC条約においては、最高機関の名称が用いられている。
- (6) ECSCの対外關係については、Macleod, I., Hendry, I. D. and Hyett, Stephen, *The External Relations of the European Communities* (Oxford University Press, 1996) pp. 400-408を参照。
- (7) Brückner, Peter, "The European Community and the United Nations" *European Journal of International Law*, Vol. 1 (1990), p. 175.
- (8) もっとも、EC諸機関が国連以外の国際機構と協定を結んでいる場合もある。例えば、EC諸機関は、それぞれILOとの間に協力協定（Co-operation Agreement）を結んでいる。Macleod, et al., *op. cit.*, pp. 191-192.
- (9) A/Res/3208 (XXIX).
- (10) Macleod, et al., *op. cit.*, pp. 189-191.
- (11) 松隈、前掲論文、五頁。また、Macleod, et al., *ibid.*, p. 25において、「The precise nature of the Union is unclear. The concept appears to be a political rather than a legal one. The Treaty (of the European Union) does not give the Union legal personality; and the Articles in the three Community Treaties which give each of the Communities legal personality are unaffected.」（カンロンは筆者による）と述べられている。もっとも、明確に法人格は付されていないものの、EUが国際關係の中で「独立体（autonomous entity）」として行動しているとする説もある。Curtin, Deirdre M., and Dekker, Ige F., "The EU as a 'Layered' International Organization: Institutional Unity in Disguise" in Craig, Paul and de Búca, Gráinne, ed., *The Evolution of EU Law* (Oxford University Press, 1999), p. 106. これらの文献に加えて、EUの法人格に関する諸点を議論しているものとして、Klabbers, Jan, "Presumptive Personality: The European Union in International Law" in Koskenniemi ed., *op. cit.*, pp. 231-253を参照。

EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題（吉村）

- (12) アムステルダム条約の交渉時においても、EUに法人格を付する提案が加盟国によって拒否されている。Cremona, Marise, "External Relations and External Competence", in Craig and de Bieca ed., *ibid.*, p. 167.
- (13) 松隈、前掲論文、五頁。
- (14) Simma, Bruno, *The Charter of the United Nations: A Commentary* (Oxford University Press, 1995) pp. 653-655.
- (15) 西谷元「欧州連合における対外的行為としての制裁」『広島法学』一九卷三号三五頁、Written Question 527/75 (1976), Official Journal C 89/8-9, 16 April 1976.
- (16) Kuyper, Pieter Jan, *The Implementation of International Sanctions: The Netherlands and Rhodesia* (Sijthoff & Noordhoff, 1978) p. 190.
- (17) Bohr, Sebastian, "Sanctions by the United Nations Security Council and the European Community", *European Journal of International Law*, Vol. 4 (1993), p. 263.
- (18) 宮川眞喜雄『経済制裁』(中央公論社、一九九二年)七六一―八四頁。
- (19) もともと、第一―三條は必ずしも「経済制裁」を履行あるいは発動する目的で規定されておらず、この点について「共通通商政策」の範囲は明らかにされていない。この点について、西谷、前掲論文、二八―三三頁を参照。
- (20) 田中俊郎「EC加盟国の政治協力―その一〇年の歩み―」『日本EC学会年報』第二号(一九八二年)一一六頁。また、EPCの枠組み内で非軍事的制裁がどう審議されたかについては、Hill, Christopher and Mayall, James, *The Sanctions Problem. International and European Perspectives* (EUI Working Paper No. 59), European University Institute, 1983, pp. 20-21を参照。
- (21) 辰巳浅嗣「欧州政治協力(EPC)の二〇年」『国際政治』第九四号(一九九〇年)一一八頁。
- (22) 西谷、前掲論文三五―三六頁。
- (23) Macleod, et.al., *op. cit.*, p. 352.
- (24) Kuyper, *The Implementation of International Sanction*, pp. 191-195, 西谷、前掲論文、二八―三六頁、等を参照。
- (25) S/Res/232 (1966) (16 December 1966) 及び S/Res/253 (1968) (29 May 1968).
- (26) S/Res/418 (1977) (4 November 1977).

- (27) Puissechet, Jean-Pierre, "The Court of Justice and International Action by the European Community: The Example of the Embargo against the Former Yugoslavia" *Fordham International Law Journal*, Vol. 20 (1997), p. 1562 and note 27.
- (28) 西谷、前掲論文、三六頁。Written Question 526/75 (1976), *Official Journal C* 89/6-7, 16 April 1976. ただし、安保理の決定としての南ローデシア制裁決議は一九六六年及び一九六八年に採択されている。
- (29) Kuyper, Pieter Jan, "Community Sanctions against Argentina: Lawfulness under Community and International Law" in O'Keefe, David and Schermers, Henry G. ed., *Essays in European Law and Integration* (Kluwer, 1982) p. 143. *Official Journal C* 89/7, 16 April 1976 を参照。
- (30) Kuyper, *The Implementation of International Sanction*, p. 190. しかしながら、最終的には、RISCO を除外した形で贈与が行われなかった。Kuyper, *ibid.*, p. 190. また、RISCO に関する国連の報告書として、S/11597 を参照。
- (31) *Bulletin of EC*, 9-1977, pp. 46-47. また、この行動指針の成立過程については、佐々木健「南アフリカ・アパルトヘイトと EC 企業行動指針の意義」『日本 EC 学会年報』第五号（一九八五年）四三—六五頁を参照。
- (32) S/Res/569 (1985), 26 July 1985.
- (33) Council Regulation (EEC) No. 3302/86, *Official Journal L* 305/11, 31 October 1986.
- (34) 86/517/EEC, *Official Journal L* 305/45, 31 October 1986.
- (35) 対南アフリカ制裁に対する EPC 及び EC の対応については、Holland, Martin, "Sanctions as and EPC Instrument" in Holland, Martin, ed., *The Future of European Political Cooperation* (Macmillan, 1991), pp. 185-191 を参照。
- (36) S/Res/661 (1990) (6 August 1990).
- (37) Council Regulation (EEC) No. 2340/90, *Official Journal L* 213, 9 August 1990.
- (38) S/Res/748 (1992) (31 March 1992).
- (39) Council Regulation (EEC) No. 945/92, *Official Journal L* 101, 14 April 1992.
- (40) S/Res/841 (1993) (16 June 1993).
- (41) Council Regulation (EEC) No. 1608/93, *Official Journal L* 155, 26 June 1993.

EU 及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題 (吉村)

- (42) S/Res/864 (1993) (15 September 1993).
- (43) Council Regulation (EEC) No. 2967/93, Official Journal L 268, 29 October 1993.
- (44) S/Res/757 (1992) (30 May 1992).
- (45) Council Regulation (EEC) No. 1432/92, Official Journal L 151, 3 June 1992.
- (46) 92/285/ECSC, Official Journal L 151, 3 June 1992. また、南アフリカから輸出された鉄鋼製品の輸入を禁ずる決定も行われてゐる。86/459/ECSC, Official Journal L 268/1, 19 September 1986.
- (47) 辰口浅嗣「経済制裁の決定過程における EC と EPC の相互関係——ユーゴ危機のケースを中心として——」『日本 EC 学会年報』第一三号 (一九九三年) 七七頁。しかしながら、EEC 条約第一一三条は、国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置のみではなく、ポーランド戒厳令やフォークランド紛争など、国連安保理によって非軍事的制裁措置が発動されないケースであっても、EC レベルでの非軍事的制裁措置が発動される際に適用されるようになってきた。この点について、辰巳、同上、七五—七八頁を参照。
- (48) Pavoni は、一九九〇年代の国連安保理によって決定された非軍事的制裁措置に対する EC の実行を分析した上で、"before action at the Community level was taken, a decision in the framework of European political co-operation (EPC) was in fact needed; only after that, the ordinary EC legislative machinery could be activated, the result of which was, as we know, the adoption of regulations based on Article 113." と述べてゐる。Pavoni, *op.cit.*, p. 588.
- (49) S/Res/713 (1991) (25 September 1991).
- (50) *European Report*, July 10, 1991. また、旧ユーゴスラビアに関する「共通の立場」においても、"Whereas the European Community and its Member States decided on 5 July 1991 to impose an embargo on armament and military equipment applicable to the whole Yugoslavia" とする前文を有するものもある。96/184/CFSP, Official Journal L 058, 7 March 1996.
- (51) もっとも、安保理決議七一二によって規定されるような「武器及び関連物資」の禁輸は、安全保障の分野であり、EEC 条約第一一二条の範囲外であるという議論も成り立つてゐる。Kuyper, Pieter Jan, "Trade Sanctions, Security and Human Rights and Commercial Policy" in Maresceau, Marc ed., *The European Community's Commercial Policy after 1992: The Legal Dimension*

(Kluwer, 1993), pp. 398-405 参照。実際に、例えば国連安保理決議二二二七によって決定された対エリトリア・エチオピア武器禁輸に対しては「共通の立場」は決定されているものの (1999/206/CFSP, Official Journal L 072, 18 March 1999) 理事会規則は採択されていない。しかし、後述するように、対ユーゴスラビア共和国全面禁輸に関する理事会規則 No. 990/93 においては、安保理決議七一三と EEC 条約第一一二条が同時に引用されていることから、ここでは事例として挙げている。Council Regulation (EEC) No. 990/93, Official Journal L 102/14, 28 August 1993 を参照。

- (52) Council Regulation (EEC) No. 1432/92, Official Journal L 151, 3 June 1992.
- (53) Council Regulation (EEC) No. 990/93, Official Journal L 102/14, 28 August 1993.
- (54) しかしながら、ユーゴスラビアに関する EPC の決定に伴う、旧ユーゴスラビアに対するコンセンシムの停止 (Council Regulation [EEC] No. 3300/91, Official Journal L 315, 15 November 1991) 繊維製品の輸入禁止 (Council Regulation [EEC] No. 3301/91, Official Journal L 315, 15 November 1991) 一般特惠関税の適用除外 (Council Regulation [EEC] No. 3302/91, Official Journal L 315, 15 November 1991) など、EC 独自の制裁は発動されている。この点につき、辰口「経済制裁の決定過程における EC と EPC の関係」八一—八四頁及び Kuyper, "Trade Sanctions, Security and Human Rights and Commercial Policy", pp. 413-417 を参照。
- (55) Council Regulation (EEC) No. 945/92, Official Journal L 101, 15 April 1992, Council Regulation (EEC) No. 1608/93, Official Journal L 155, 26 June 26, Council Regulation (EEC) No. 2967/93, Official Journal L 268, 29 October 1993.
- (56) Council Regulation (EEC) No. 2340/90, Official Journal L 213, 9 August 1990.
- (57) Bohr, *op. cit.*, p. 266. また、Kuyper, "Trade Sanctions, Security and Human Rights and Commercial Policy", p. 390 を参照。
- (58) 同様の指摘は、Pavoni, *op. cit.*, p. 588 においてもなされている。
- (59) Macleod, et. al., *op. cit.*, p. 360. Kuyper などの理由として、加盟国は金融上の取引の規制に関して、一般的に共同体ではなく、加盟国に権限があると考えていたからだとする。Kuyper, "Trade Sanctions, Security and Human Rights and Commercial Policy", p. 396.
- (60) しかしながら、ボスニアのセルビア系勢力下にある地域に対する経済制裁 (資産凍結を含む) を決定した安保理決議九四二に対応する Council Regulation (EC) No. 2471/94 においては、資産凍結に関する規定がある。Council Regulation (EC) No. 2471/94 及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題 (吉村)

2471/94, Official Journal L 266, 10 October 1994. また、Maclead, et al., *op. cit.*, p. 364 を参照。

- (61) CFSP については多くの論考があるが、その成立経緯及び概略については、植田隆子「欧州連合をめぐる安全保障問題」『国際問題』No. 409 (一九九四年) 一七—二八頁を参照。

- (62) このような決定は、「国際法として EU 条約締約国を拘束するものである。しかし、少なくともイギリスにおいては国内法上の効果を有しないし、生じることもない。これらの規範の法的性格は、いまだ明確にはなっていないが、「政府間法 (inter-governmental law)」ともいふべき新たに生成しつつある範疇の法規範を形成している」と考察されている。エドワード・ディヴィッド、レイン・ロバート (庄司克宏訳) 『EU 法の手引き』(国際書院、一九九五年) 一五六頁。また、Curtin 及び Dekker も、CFSP に関する決定は EU の「政策 (policy)」であり、加盟国の「政策調整にとどまらな (not just the co-ordination of the policy of the Member States)」(強調は本文による) としているが、共通の行動及び共同行動は第一義的に EU の目標 (objectives) を定めるものであり、内容も法規範 (legal norms) や達成されるべき目標 (specific legal purpose to be achieved) であって、規定されている措置の内容も多くの場合一般的な性質 (general nature) を有するものであると述べている。Curtin and Dekker, *op. cit.*, pp. 106-107. また、Koskeniemi, Martti, "International Law Aspects of the Common Foreign and Security Policy" in Koskeniemi, ed., *op. cit.*, pp. 27-44 も参照。

- (63) Pavoni, *op. cit.*, p. 594. また、西谷も、「マーストリヒト条約における共通外交政策及び安全保障政策に関する規定は、共通政策の枠組みを定めるにすぎないため、その実現は将来における共同体実行によるのであり、共通政策が未発達に終わった場合、共同体加盟国が第二二八条 a に関しても第二二四条を援用することにより、共同体による統一された経済制裁措置の実現を妨げることも考えられる」と述べる。西谷、前掲論文、四九頁。しかしながら、Maclead らは、CFSP の発展に伴い、一九九二年 EC 条約第二二四条を基礎とした加盟国の集団的行動 (collective action) はあまりとられないだろうと述べている。Maclead, et al., *op. cit.*, p. 355, note 9.

(64) S/Res/1022 (1995) (22 November 1995).

(65) S/Res/1021 (1995) (22 November 1995) and SC/6235 (18 June 1996).

(66) S/Res/1192 (1995) (27 August 1998) and SC/6664 (8 April 1999).

- (67) 例えば、対イラク制裁におけるいわゆる Oil for Food を決定した安保理決議九八六 (S/Res/986 [1996]) に対する「共通の立場」として、96/741/CFSP, Official Journal L 337, 27 December 1996が理事会により採択されている。対旧ユーゴスラビア制裁に関するものでは、例えば、安保理決議九四二 (S/Res/942 [1994]) に対する「共通の立場」として、94/672/CFSP, Official Journal L 266, 15 October 1994が理事会により採択されている。対リビア制裁に関しては、例えば、安保理決議八八三 (S/Res/883 [1993]) に対する「共通の立場」として、93/614/CFSP, Official Journal L 295, 30 November 1993が理事会により採択されている。また、対アンゴラ (UNITA) 制裁に関しては、マーストリヒト条約前に採択された安保理決議八六四 (S/Res/864 [1993])、及びマーストリヒト条約後に採択された安保理決議一一一七 (S/Res/1127 [1997]) 及び一一三〇 (S/Res/1130 [1997]) に対する「共通の立場」として、97/759/CFSP, Official Journal L 309, 12 November 1997が理事会により採択されている。
- (68) 例えば、96/741/CFSP に対応する理事会規則として Council Regulation (EC) No. 2465/96, Official Journal L 337, 27 December 1996、94/672/CFSP に対応する理事会規則として Council Regulation (EC) No. 2471/94, Official Journal L 266, 15 October 1994、93/614/CFSP に対応する理事会規則として Council Regulation (EC) No. 3274/93, Official Journal L 295, 30 November 1993、97/759/CFSP に対応する理事会規則として Council Regulation (EC) No. 2229/97, Official Journal L 309, 12 November 1997がある。
- (69) S/Res/918 (1994) (17 May 1994).
- (70) S/Res/1054 (1996) (26 April 1996).
- (71) S/Res/1132 (1997) (8 October 1997), S/Res/1171 (1998) (5 June 1998), S/Res/1306 (2000) (5 July 2000).
- (72) S/Res/1160 (1998) (31 March 1998).
- (73) S/Res/1267 (1999) (15 October 1999).
- (74) S/Res/1298 (2000) (17 May 2000).
- (75) 97/826/CFSP, Official Journal L 344, 15 December 1997, 98/300/CFSP, Official Journal L 136, 8 May 1998, 2000/455/CFSP, Official Journal L 182, 22 July 2000 (オムニブス)、1999/727/CFSP, Official Journal L 294, 16 November 1999 (オムニブス)、1999/206/CFSP, Official Journal L 072, 18 March 1999 (対チチェス・ユリヤン)。

- (76) 96/184/CFSP, Official Journal L 058, 7 March 1996.
- (77) 98/240/CFSP, Official Journal L 095, 27 March 1998.
- (78) 1999/206/CFSP, Official Journal L 072, 18 March 1999. この「共通の立場」は、一年ごとに見直す規定されている。
- (79) 2000/230/CFSP, Official Journal L 073, 22 March 2000.
- (80) もっとも、一九九六年 ACP-EU 共同総会において採択されたスーダンに関する決議においては、安保理において決定された対スーダン非軍事的制裁に言及した上で、国際社会に対して対スーダン制裁を維持し、EU に対して開発協力を行わない旨の要請がなされている。Joint Assembly of the Convention concluded between the African, Caribbean and Pacific States and the European Community (ACP-EU). Resolution on Sudan, Official Journal C 062, 27 February 1997.
- (81) この点に関して、欧州委員会からは、国連の対ルワンダ制裁に関連する決議に言及し、「委員会は、ビクトリア湖地域に対する武器輸送を抑制するいかなる現実的な努力も支持する (The Commission supports any realistic effort to curb arms deliveries to the Great Lakes region.)」としつつも、「しかしながら、そのような努力は十分な法的基盤を必要とする上、いかなる軍事的暴動 (insurgency) からも政府を防衛する正当な権利を考慮する必要がある。地域的な武器禁輸は、…ビクトリア湖地域の国家による地域的な安全保障協定によって十分に履行され、それらと組み合わせることによってのみ、有効な手段となるであろう。(However, such efforts need a sound legal basis and have to take into account the legitimate right of governments to defend themselves against armed insurgency. A regional arms embargo would only be a useful measure if it was properly implemented and combined with regional security agreement among the states of the Great Lakes region, …)」ルワンダにおけるジェノサイドは、武器によって行われたのではなく、多くの場合なたやくわ (machetes and hoes) のような農具により行われたことを喚起するところが重要である。地域的な武器禁輸が厳格に履行されたとしても、そのような ethnic violence を防ぐことは不可能であった。 (...it is worth recalling that the genocide in Rwanda was carried out largely with agricultural instruments like machetes and hoes, and not with military weapons. Even a strictly implemented regional arms embargo could not prevent such excesses of ethnic violence.)」<sup>28)</sup> する見解が与えられた。Written Question No. 319/98, Official Journal C 310, 9 October 1998.
- (28) S/Res/1076 (1996) (22 October 1996).

- (83) 96/746/CFSP, Official Journal L 342, 31 December 1996.
- (84) Kuyper, "Trade Sanctions, Security and Human Rights and Commercial Policy" p. 391.
- (85) S/Res/1021 (1995) (22 November 1995).
- (86) 96/184/CFSP, Official Journal L 058, 7 March 1996. ハジメノシテ Curtin and Dekker, *op.cit.*, p. 107 を参照。
- (87) S/Res/1074 (1996) (1 October 1996).
- (88) 96/708/CFSP, Official Journal L 328, 18 December 1996 及び Council Regulation (EC) No. 2382/96, Official Journal L 328, 18 December 1996.
- (89) S/Res/1192 (1998) (27 August 1998).
- (90) 1999/261/CFSP, Official Journal L 242, 14 September 1999.
- (91) Kokott, Juliane and Comrads, Meike, "The Queen v. HM Treasury and Bank of England ex parte Centro-Com Srl." *American Journal of International Law* Vol. 91 (1997), p. 727.
- (92) Fox, Hazel and Wickremasinghe, C., "UK Implementation of UN Economic Sanctions", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 42 (1993), p. 953.
- (93) Puissechet, *op.cit.*, pp. 1560-1561.
- (94) United Nations Act 1946 (9& 10 Geo 6 c 45). An Act to enable effect to be given to certain provisions of the Charter of the United Nations (15 April 1946).
- (95) Import, Export and Customs Powers (Defence) Act 1939 (2& 3 Geo 6 c 69). An Act to provide for controlling the importation, exportation and carriage coastwise of goods and the shipment of goods as ships' stores; to provide for facilitating the enforcement of the law relating to the matters aforesaid and the law relating to trading with the enemy; and to provide for purposes connected with the matters aforesaid (1 September 1939).
- (96) ハジメノシテ Fox, Hazel and Wickremasinghe, C., "British Implementation of UN Sanctions against Iraq", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 41 (1992), pp. 925-929 を参照。例えば、対イラク制裁が安保理で決定された際には、輸出入及び

EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題 (吉村)

- 関税 (防衛) 法に基づく命令と、国連法に基づく命令が制定された。Statutory Instrument 1990 No. 1640, The Export of Goods (Control) (Iraq and Kuwait Sanctions) Order 1990 及び Statutory Instrument 1990 No. 1651, The Iraq and Kuwait (United Nations Sanctions) Order 1990. また、対ユーゴスラビア共和国 (セルビア及びモンテネグロ) に対する経済制裁を決定した安保理決議七五七が採択された後に、輸出入及び関税 (防衛) 法に基づき、セルビア及びモンテネグロを仕向地とする輸出を禁じる命令が制定されている。Statutory Instrument 1992 No. 1272, The Export of Goods (Control) (Serbia and Montenegro Sanctions) Order 1992. もともとその後、国連法に基づくより詳細な命令が制定されたことにより、この命令を無効とする命令が制定されている。Statutory Instrument 1992 No. 1032, Serbia and Montenegro (United Nations Sanctions) Order 1992 及び Statutory Instrument 1992 No. 1419, The Export of Goods (Control) (Serbia and Montenegro Sanctions) (Revocation) Order 1992.
- (5) Southern Rhodesia Act, 1965 (1965 c. 76). An Act to make further provision with respect to Southern Rhodesia (16 November 1965).

(8) 例えば、Statutory Instrument 1968 No. 885, The Southern Rhodesia (United Nations Sanctions) Order 1968が、南ローデシアに対する全面的な禁輸を決定した安保理決議二五三 (S/Res/253, 29 May 1968) に対応していると考えられるが、国連法ではなく、南ローデシア法に基づく命令である。

(9) その結果、国連の非軍事的制裁に関して管轄権を有する行政機関が複数存在することとなり (イギリスの場合、Bank of England, Department of Trade and Industry, Foreign Office など) の機関がどの様な権限を有しているのかが不明瞭となる。Fox and Wickremasinghe, "British Implementation of UN Sanctions against Iraq", pp. 928-929 及び "Traders demand government compensation for Iraqi debts" *Financial Times*, 18 March 1992 参照。また、Kuyper, P.J., "International Legal Aspects of Economic Sanctions" in Šarčević, Petar., ed., *Legal Issues in International Trade* (Graham & Trotman/Matthius Nijhoff, 1990), pp. 160-161 の同様の点を指摘している。

(9) European Communities Act 1972 (c. 68). An Act to make provision in connection with the enlargement of the European Communities to include the United Kingdom, together with (for certain purposes) to Channel Islands, the Isle of Man and Gibraltar (17 October 1972). また、マーストリヒト条約及びアムステルダム条約の締結に伴い、改正が行われている。European

Communities (Amendment) Act 1993 (c. 32) (20 July 1993) 及び European Communities (Amendment) Act 1998 (c. 21) (11 June 1998). イギリスにおける欧州共同体法については、中村民雄『イギリス憲法とEC法』（東京大学出版会、一九九三年）を参照。

- (101) 田島裕『イギリス法入門』（有斐閣、一九九一年）一六〇頁。European Communities Act, Section 2 (1) を参照。
- (102) 田島、同上、一六〇頁。European Communities Act, Section 2 (2) を参照。
- (103) 例えば、対南アフリカ武器禁輸を決定した安保理決議四一八に対応する措置はECレベルでは講じられなかったが、イギリスにおいては国連法に基づく命令が採択されている。Statutory Instrument 1978 No. 277, The South Africa (United Nations Arms Embargo) (Prohibited Transactions) Order 1978.

- (104) Pavoni, *op. cit.*, pp. 599-600.
- (105) S/Res/864 (1993) (15 September 1993).
- (106) S/Res/1127 (1997) (28 August 1997).
- (107) S/Res/1130 (1997) (29 September 1997).
- (108) S/Res/1135 (1997) (29 October 1997).
- (109) S/Res/1173 (1998) (12 June 1998).
- (110) S/Res/1176 (1998) (24 June 1998).
- (111) Council Regulation (EEC) No. 2967/93, Official Journal L 268, 25 October 1993. もともとこの理事会規則には、安保理決議八六四において言及されている武器等の禁輸に関する規定はない。

- (112) 97/759/CFSP, Official Journal L 309, 12 November 1997.
- (113) Council Regulation (EC) No. 2229/97, Official Journal L 309, 12 November 1997.
- (114) 98/425/CFSP, Official Journal L 190, 4 July 1998.
- (115) Council Regulation (EC) No. 1705/98, Official Journal L 215, 1 August 1998.
- (116) Statutory Instrument 1993 No. 2355. この命令は Council Regulation (EEC) No. 2967/93 より先に採択され、石油・石油製

EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題（吉村）

品等及び Council Regulation (EEC) No. 2967/93 がカバーしていない武器等を禁輸の対象としている。しかし、先に採択され、効力が発生した The Angola (United Nations Sanctions) Order 1993 と Council Regulation (EEC) No. 2967/93 が禁輸の対象とする石油・石油製品の品目リストが同じなのは興味深い点である。

(117) Statutory Instrument 1997 No. 2572.

(118) Statutory Instrument 1998 No. 1752.

(119) もっとも、アンゴラ制裁に関する「共通の立場」は、イギリスにおいて関連する命令の効力が発生する前に採択されている(ただし、安保理決議一三二七に関する97/759/CFSP は、The Angola [United Nations Prohibition of Flights] Order 1997 の効力発生後に Official Journal に掲載されている)。また、イギリス Department of Trade and Industry の文書の中には、安保理決議を履行する EC 規則はイギリスにおいて直接に適用されるといふ記載もある。“DTI Guidance Notice - UN Sanctions against Angola” in Carver, Jeremy, et al. ed. *Economic Sanctions Reports*, Volume I (Cameron May, 1999) p. 96. しかしながら、国連安保理決議において決定された非軍事的制裁に対応する EC 規則には、規則違反に対する罰則は各国の国内的措置により規定されるとの条項があり(例えば、対アンゴラ制裁に関しては、Regulation No. 2967/93 第四条、Regulation No. 1705/98 第七条、など)、制裁の執行に関しては国内的措置によることから、非軍事的制裁に関する EC 規則は「直接適用可能ではない(non-self executing)」と述べられている。Pavoni, *op. cit.*, p. 597.

(120) Council Regulation (EEC) No. 3300/91, Official Journal L 315, 15 November 1991, Council Regulation (EEC) No. 3301/91, Official Journal L 315, 15 November 1991, Council Regulation (EEC) No. 3302/91, Official Journal L 315, 15 November 1991 など。なお、ユーゴスラビア共和国における政権の交代により、EU レベルにおける石油禁輸及び航空機の離発着禁止などの措置は二〇〇〇年一〇月九日に解除された。Department of Trade & Industry, Export Control Organisation, “Notice to Exporters: Federal Republic of Yugoslavia (FRY)-Partial Lifting of EU Sanctions”, October 2000.

(121) Statutory Instrument 1998 No. 1065, The Federal Republic of Yugoslavia (UN Sanctions) Order 1998. Statutory Instrument 1998 No. 1530, The Export of Goods (Federal Republic of Yugoslavia) (Control) Order 1998. Statutory Instrument 1998 No. 1531, The Federal Republic of Yugoslavia (Supply and Sale of Equipment) (Penalties and Licenses) Regulations 1998. Statutory

Instrument 1998 No. 1643, The Federal Republic of Yugoslavia (Freezing of Funds) Regulations. Statutory Instrument 1998 No. 1873, The Republic of Serbia (Freezing of Funds) Regulations. Statutory Instrument 1998 No. 2284, The Yugoslavia (Prohibition of Flights) Regulations 1998. Statutory Instrument 1999 No. 280, The Federal Republic of Yugoslavia (United Nations Sanctions) Amendment Order 1999. *イギリス* Council Regulation (EC) No. 926/98 *履行* The Export of Goods (Federal Republic of Yugoslavia) (Control) Order 1998 *イギリス* 欧州共同体法 *はなは* 輸出入管理 *はなは* Import, Export and Customs Powers (Defence) Act 1939 *に基* *い* *ら* *る*。

(122) Pavoni, *ibid.*, pp. 598-599.

(123) Kaukoranta, Päivi, "The National Implementation of EC Economic Sanctions: The Case of Finland" in Koskeniemi, ed., *op.cit.*, pp. 99-109.

(124) 本稿においてとりあげる判決以外に、EC裁判所においては、Ebony Maritime SA and Another v. Prefetto Della Provincia di Brindisi and Others (Case C-177/95, *Common Market Law Report* 1997: 2, pp. 24-50) 第一審裁判所 *に* *き* *こ* *つ* *て* Dorsch Consult Ingenieurgesellschaft mbH v. EU Council and E.C. Commission (Case T-184/95, *Common Market Law Report*, 1998: 1, pp. 135-141, 1998: 2, pp. 758-786) *な* *ら* *ず* *の* 国連の非軍事的制裁に関連する判決 *が* *出* *た* *と* *す* *る*。Ebony Maritime SA and Another v. Prefetto Della Provincia di Brindisi and Others *は*、対象がEU加盟国の私人 *で* *な* *ら* *な* *い* *た* *た* *め*、また、Dorsch Consult Ingenieurgesellschaft mbH v. EU Council and E.C. Commission *は*、厳密 *に* *い* *え* *ば* ECにおける措置 *が* *適* *用* *さ* *れ* *た* *事* *例* *で* *な* *ら* *な* *い* *た* *め*、本稿 *は* *取* *り* *扱* *わ* *な* *い* *が*、興味深い点が多々あるため、別稿 *に* *て* *改* *め* *て* *論* *じ* *る* *予* *定* *で* *あ* *る*。

(125) Court of Justice of the European Communities, Case C-84/95, Bosphorus Hava Yullari Turizm ve Ticaret AS v. Minister for Transport, Energy and Communications and Others, *Common Market Law Report*, 1996: 3, pp. 257-296. *この* 判決 *に* *関* *す* *る* 評釈 *及* *び* 譯文 *を* *見* *よ* *べ* Burrows, Noreen, "Caught in the Cross-Fire" *European Law Review*, Vol. 22 (1997), pp. 170-172, Drewniak, Erik, "The Bosphorus Case: The Balancing of Property Rights in the European Community and the Public Interest in Ending the War in Bosnia" *Fordham International Law Journal*, Vol. 20 (1997), pp. 1007-1088, Canor, Iris, "Can Two Walk Together, Except They Be Agreed?" The Relationship between International Law and European Law: The Incorporation of United Nations Sanctions against

Yugoslavia into European Community Law through the Perspective of the European Court of Justice" *Common Market Law Review*, Vol. 35 (1998), pp. 137-187 などがある。

(126) S/Res/820 (1993). 安保理決議八二〇主文二四及び主文二五は以下のように規定している：

24. Decides that all States shall impound all vessels, freight vehicles, rolling stock and aircraft in their territories in which a majority or controlling interest is held by a person or undertaking in or operating from the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) and that these vessels, freight vehicles, rolling stock and aircraft may be forfeit to the seizing State upon a determination that they have been in violation of Resolution 713 (1991), 757 (1992), 787 (1992) or the present resolution.

25. Decides that all States shall detain pending investigation all vessels, freight vehicles, rolling stock, aircraft and cargoes found in their territories and suspected of having violated or being in violation of Resolution 713 (1991), 757 (1992), 787 (1992) or the present resolution, and that, upon a determination that they have been in violation, such vessels, freight vehicles, rolling stock and aircraft shall be impounded and where appropriate, they and their cargoes may be forfeit to the detaining State.

(127) Council Regulation (EEC) 990/93, Official Journal L 102/14, 28 April 1993.

(128) Regulation 990/93 の中略部分の趣意である。

Article 8. All vessels, freight vehicles, rolling stock and aircraft in which a majority or controlling interest is held by a person or undertaking in or operating from the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) shall be impounded by the competent authority of the Member States. Expenses of impounding vessels, freight vehicles, rolling stock and aircraft may be charged to their owners.

Article 9. All vessels, freight vehicles, rolling stock, aircraft and cargoes suspected of having violated, or being in violation of, Regulation 1432/92 or this Regulation shall be detained by the competent authorities of the Member States' pending investigation....

Article 11. This Regulation shall apply within the territory of the Community, including its air space and in any aircraft or vessel under the jurisdiction of a Member State, and to any person elsewhere who is a national of a Member State and any body elsewhere which is incorporated or constituted under the law of a Member State.

(129) この結果、業務を行う上で最低二台の航空機を有しなければならぬというアイルランドの法令に基づき、Bosphorus Airways がユーロスタビリア国立航空より借りていたもう一台の航空機がトルコ政府により拘置 (impound) された。Bosphorus Airways は航空会社としての業務が不可能となったが、アイルランドの飛行場に拘置されている飛行機の駐車料金や保険代金などは払わざるをえなかった。Drewniak, *ibid.*, pp. 1064-1065.

(130) Opinion of Mr. Advocate General Jacobs, para. 24. *Common Market Law Reports*, 1996: 3, pp. 278-279.

(131) Opinion of Mr. Advocate General Jacobs, para. 25. *Common Market Law Reports*, 1996: 3, p. 279.

(132) Bosphorus Hava Yollari Turizm Ve Ticaret Anonim Sirketi v. Minister for Transport, Energy and Communications, Ireland and the Attorney General and TEAM Aer Lingus Ltd, High Court of Ireland, 21 June 1994. *Common Market Law Reports*, 1994: 3, pp. 464-472.

(133) Bosphorus Hava Yollari Turizm Ve Ticaret Anonim Sirketi v. Minister for Transport and Others, High Court of Ireland, 22 January 1996 (available from LEXIS-NEXIS IRELAND Library).

(134) Puissechet, *op. cit.*, p. 1570. Puissechet は、国連安保理決議及び制裁委員会の行為と欧州共同体によつて講じられる措置の關係を “delicate and controversial issue” と述べた。

(135) EC 裁判所の判決を解釈に對する批評として、Canor, *op. cit.*, pp. 149-161 を参照。

(136) Bosphorus, *op. cit.*, para. 13, *Common Market Law Reports*, 1994: 3, p. 469.

(137) Court of Justice of the European Communities, C-124/95, R. v. H.M. Treasury and Bank of England, ex parte Centro-com Srl, *Common Market Law Reports*, 1997: 1, pp. 555-594. この判決に關する評釈及び論文として、Kokott and Conrads, *op. cit.*, pp. 722-727, Vedder, Christoph and Folz, Hans-Peter, “Case C-124/95, The Queen v. H.M. Treasury and the Bank of England ex parte Centro-com Srl; Case C-177/95, Ebony Maritime SA, Loten Navigation Co. Ltd. v. Prefetto della Provincia di Brindisi and Others” *Common Market Law Review*, Vol. 35 (1998), pp. 227-245, Sam-Simonet, Annelies, “Les conflits de compétence entre la Communauté européenne et les États membres dans le domaine des sanctions économiques édictées par le Conseil de sécurité de l’ONU” *Recueil Dalloz Chroniques*, 1998, pp. 83-88 等を参照。

(83) S/Res/757 (1992). 安保理決議七五七の関連箇所は以下のとおりである。

The Security Council,

4. Decides that all States shall prevent...

(c) The sale or supply by their nationals or from their territories or using their flag vessels or aircraft of any commodities or products, whether or not originating in their territories, but not including supplies intended strictly for medical purposes and foodstuffs notified to the Committee established pursuant to Resolution 724 (1991), to any person or body in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) or to any person or body for the purposes of any business carried on in or operated from the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), and any activities by their nationals or in their territories which promote or are calculated to promote such sale or supply of such commodities or products....

5. Decides that all States shall not make available to the authorities in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) or to any commercial, industrial or public utility undertaking in the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), any funds or any other financial or economic resources and shall prevent their nationals and any persons within their territories from removing from their territories or otherwise making available to those authorities or to any such undertaking any such funds or resources and from remitting any other funds to persons or bodies within the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro), except payments exclusively from strictly medical or humanitarian purposes and foodstuffs.

(139) Council Regulation (EEC) No. 1432/92, Official Journal L 151, 3 June 1992.

(140) Council Regulation (EEC) No. 2015/92, Official Journal L 205/2, 22 July 1992.

(141) 国連の制裁委員会 (Sanction Committee) は、全ての安保理事国によって構成される安保理の補助機関であり、対旧ユーゴスラビア制裁に関する制裁委員会の任務の一つは、制裁の適用除外とされる「人道上の物資」の決定であった。制裁委員会の機能及び活動に関する分析として、拙稿「国連の非軍事的制裁における「制裁委員会」の機能と役割」『修道法学』第二二巻第一・二合併号 (二〇〇〇年) 一六五—二五三頁を参照。

(142) Sanctions Assistance Missions (SAMs) が、CSCE/OSCE と EC の協力の下 (ドナウ川に関する事項については WEU との協

力の下、非軍事的制裁の執行を促進するため、CSCE/OSCE加盟国の税関担当者がユーゴスラビア共和国近隣諸国において行っていた制裁違反に関する監視活動である。SAMSの活動については、Conference on Security and Co-operation in Europe, *Annual Report 1993* (31 October 1993), *Annual Report 1994* (14 November 1994), Organization for Security and Co-operation in Europe, *Annual Report 1995* (30 November 1995), *Annual Report 1996* (15 January 1997) ⑤ Sanctions Assistance Missions (SAMs) 及び Sanctions Co-ordinator and Sanctions Assistance Missions (SAMs) の箇所及び S/1996/776, paras. 32-38を参照。

(143) Opinion of Mr. Advocate General Jacobs, paras. 15-19. *Common Market Law Report*, 1997: 1, pp. 563-566.

(144) R. v. HM Treasury and Another Ex parte Centro-Com srl. Queen's Bench Division, 6 September 1993. *Common Market Law Report*, 1994: 1, pp. 109-146. R. v. The Treasury and The Bank of England ex parte Centro-com (SRL). Court of Appeal (Civil Division), 27 May 1994 (available from LEXIS-NEXIS ENGENN Library).

(145) Regulation (EEC) No. 2603/69, Official Journal L 324/25, 27 December 1969.

(146) Opinion of Mr. Advocate General Jacobs, para 22. *Common Market Law Report*, 1997: 1, pp. 566.

(147) この点については、Pavoni, op.cit., pp. 602-603を参照。

(148) 「混合条約」については、例えば、小寺彰「国際機構の法的性格に関する一考察—国際機構締結条約を素材として—」(3)、『国家学会雑誌』第九五巻(一九八二年)三二〇—三二六頁、第九九巻(一九八六年)六二二—六二四頁、Neuwahl, Nanette A, "Joint Participation in International Treaties and the Exercise of Power by the EEC and its Member States: Mixed Agreements" *Common Market Law Review*, Vol. 28 (1991), pp. 717-740, Rosas, Allan, "Mixed Union - Mixed Agreements" in Koskeniemi, ed., *op.cit.*, pp. 125-148等を参照。

(149) 例えは、Council Regulation (EEC) No. 877/82, Official Journal L 102, 16 April 1982, Council Regulation (EC) No. 1081/2000, Official Journal L 122, 24 May 2000,などを参照。このようなEC/EUによる単独の非軍事的制裁の国際法上の地位については、Kuyper, "Community Sanctions Against Argentina: Lawfulness under Community and International Law", pp. 151-166を参照。

(150) 例えは、汎用品の域外輸出についても同様に考えられるが、これらの点について考察した論文として横田凡子「広義の欧州統合に見る共同体政策」『広島法学』第二二巻(一九九八年)一六五—二〇八号参照。

EU及びその加盟国における国連の非軍事的制裁の履行と適用に関する法的問題(吉村)

〔付記〕 山本敬三先生には、筆者の広島修道大学への赴任以来、多岐にわたって多くのご教示を賜りました。ささやかな拙稿ではありますが、山本先生の学恩に対し、深い感謝の意を表することができれば幸甚に存じます。

なお、本稿執筆にあたり、EC/EUの多くの事項に関して、横浜国立大学大学院教授庄司克宏先生にご教示いただきました。また、資料収集に関して、杏林大学非常勤講師小林正英先生にご協力いただきました。ここに記して感謝申し上げます。